

# 狛江市地域防災計画

## (令和3年修正)

＜資料編＞

狛江市防災会議



<資料編> 目次

例 規

1	狛江市防災会議条例	1
2	狛江市防災会議運営規程	3
3	狛江市災害対策本部条例	4
4	狛江市災害対策本部条例施行規則	5
5	狛江市災害対策本部運営要綱	17
6	狛江市街頭消火器設置取扱基準	21
7	狛江市災害見舞金支給規則	22
8	狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例	24
9	狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	31

協 定

1	調布市・狛江市消防相互応援協定	1
2	調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書	3
3	川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定	5
4	震災時等の相互応援に関する協定（東京都市町村）	7
5	震災時等の相互応援に関する協定の実施要領（東京都市町村）	10
6	災害時における相互応援協定書（世田谷区）	11
7	災害時における相互応援に関する実施細目（世田谷区）	13
8	災害時における相互応援に関する協定書（静岡県三島市）	15
9	狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書	17
10	災害時における相互応援に関する協定書（山梨県上野原市、山梨県北都留郡小菅村）	20
11	災害時における相互応援に関する協定書（熊本県宇土市）	23
12	都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書	26
13	都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書	28
14	防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定	30
15	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（狛江こだま学園）	33
16	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（狛江みずほ幼稚園）	36
17	災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定（子鹿幼稚園）	39
18	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ苑）	42
19	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ正吉苑）	45
20	災害時における福祉避難所に関する協定書（こまえ正吉苑二番館）	48
21	災害時における福祉避難所に関する協定書（未来活性）	51
22	災害時における福祉避難所に関する協定書（心身会）	54

23	災害時における福祉避難所に関する協定書（愛光女子学園）	57
24	災害時における福祉避難所に関する協定書（巢立ち会）	60
25	大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書（泉龍寺、調布警察署）	63
26	災害時における福祉避難所に関する協定書（NPO狛江さつき会）	65
27	災害時における施設使用等に関する協定（東京都）	68
28	災害時における施設の使用に関する協定書（ユニディ）	70
29	災害時における施設の使用に関する協定書（ニトリ、カゴメアキス）	72
30	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（狛江市社会福祉協議会）	75
31	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準（狛江市社会福祉協議会）	78
32	非常通信の運用に関する協定書（狛江消防署）	79
33	震災時における情報収集活動に関する協定書（狛江消防署、各新聞販売店）	81
34	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書 （調布市、クライシスマップーズ・ジャパン）	83
35	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	86
36	災害時における災害情報の放送等に関する協定書（ジェイコムイースト世田谷局）	88
37	防災情報サービスに関する覚書（ジェイコムイースト）	90
38	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー）	92
39	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書（東京瓦斯）	94
40	狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書（東京電力パワーグリッド）	96
41	広告付災害時集合同所等電柱看板に関する協定書 （東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）	98
42	災害時等における情報の放送に関する協定書（狛江ラジオ放送株式会社）	101
43	災害時の医療救護活動等に関する協定書（狛江市医師会）	104
44	災害時の医療救護活動等実施細目（狛江市医師会）	107
45	災害時の救護活動についての協定書（狛江市薬剤師会）	116
46	災害時の救護活動実施細目（狛江市薬剤師会）	118
47	災害時の歯科医療救護活動についての協定書（狛江市歯科医師会）	126
48	災害時の歯科医療救護活動実施細目（狛江市歯科医師会）	129
49	災害時における動物救護活動に関する協定書 （東京都獣医師会、狛江市獣医師会）	131
50	災害時における緊急医療救護所に関する協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市）	134
51	災害時における井戸の使用に関する協力協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院、調布市）	136
52	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ 調布支店）	138
53	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（スズケン 府中支店）	140
54	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（メディセオ）	142
55	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（酒井薬品 三鷹営業所）	144
56	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （東邦薬品 東京営業所 立川・府中営業所）	146

57	災害時における飲料水等の提供に関する協定書 (ピーシーエムシー (アクアクララメトロポリタン))	148
58	災害時における米穀の供給に関する協力協定書 (狛江市米穀商組合)	151
59	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書 (京王ストア)	153
60	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書 (小田急商事)	155
61	災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書 (三和)	157
62	災害時における物資の供給に関する協力協定書 (大和紙器)	159
63	災害時における物資供給の協力に関する協定 (ユニリビング)	161
64	災害時における畳の提供等に関する協定書 (「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会)	164
65	災害時における畳の提供等に関する協定書 (狛江市畳工業組合)	166
66	災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定書 (有限会社東京オストミーセンター)	168
67	災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書 (ロゴス、船山株式会社)	171
68	災害時における生活物資等の提供に関する協定書 (サンドラッグ)	174
69	災害時における生活物資等の提供に関する協定書 (ココカラファイン)	177
70	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書 (アクティオ)	180
71	災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書 (東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部)	183
72	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	185
73	災害時における被災者支援に関する協定書 (東京都行政書士会)	188
74	災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書 (狛江市建設業協会)	191
75	災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書 (狛江造園組合)	193
76	災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書 (狛江市管工事組合)	195
77	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定 (東京都下水道局、 多摩地域29市町村、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合)	197
78	災害時における復旧支援協力に関する協定 (日本下水道管路管理業協会)	204
79	災害時における応急対策業務協力に関する協定書 (東京土建一般労働組合狛江支部)	206
80	災害時における応急活動の協力に関する協定 (一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部)	208
81	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書 (大久保商事)	210
82	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書 (東京コスモ石油協同組合)	212
83	災害時における応急燃料供給業務に関する協定書 (ニシヤマ)	214
84	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書 (調布狛江LPガス商工組合)	216
85	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書 (ニシヤマ)	219
86	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書 (野村燃料店)	222
87	災害時における緊急輸送業務に関する協定 (東京都トラック協会多摩支部)	225
88	災害時における緊急輸送業務に関する協定書 (赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部)	228

89	災害時における輸送等の協力に関する協定書（小田急バス株式会社狛江営業所）	231
90	災害時における輸送等の協力に関する協定書（武州交通興業）	234
91	災害時における輸送等の協力に関する協定書（イースタンモーターズ調布）	237
92	災害時における輸送等の協力に関する協定書（グリーンキャブ）	240
93	災害時における協力に関する協定書（ジェイアール東日本物流狛江物流センター）	243
94	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書（加藤商事）	245
95	災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書（日本衛生興業）	247
96	災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書 （東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部）	249
97	災害時における協力に関する協定書（東京多摩葬祭業協同組合）	254
98	防災用品のあっせんに関する協定書（社会福祉法人東京コロニー）	257
99	災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書（日産自動車）	259
100	災害時における電動車両等の支援に関する協定 （三菱自動車、東日本三菱自動車販売）	262
101	災害時における相互連携に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド株式会社）	265
102	災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書 （株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店、船山株式会社 東京本店）	267
103	災害時における介護用品等の供給に関する協定書 （一般社団法人 日本福祉用具供給協会）	270
104	災害時におけるバス利用に関する協定書（株式会社ベストワーク旅行事業部）	273
105	災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書 （ティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ）	275
106	風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書 （調布市、東日本電信電話株式会社）	277

## 参考資料

1	狛江市防災会議委員名簿	1
2	地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地	2
3	災害救助法施行細則 抜粋	5
4	気象庁震度階級関連解説表	8
5	狛江市災害対策備蓄倉庫	12
6	主要災害対策用備蓄品一覧表	13
7	罹災証明書交付申請書	15
8	狛江市防災マップ	16
9	狛江市洪水ハザードマップ（多摩川氾濫版）	17
10	狛江市洪水ハザードマップ（野川氾濫版）	18

11 水防工法の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

その他

用語解説

狛江市防災会議条例

昭和39年10月5日条例第30号

改正

昭和49年2月26日条例第7号

昭和62年3月31日条例第12号

平成11年12月10日条例第18号

平成24年10月4日条例第24号

平成25年3月29日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狛江市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 狛江市地域防災計画を作成し、及びその実施の推進をすること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) この条例に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
  - (5) 狛江市消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 前項の委員の総数は30名以内とする。
- 6 第4項第6号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、東京都知事の部内の職員、狛江市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。



3 専門委員は、専門事項に関する調査が終了したときをもって解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、防災会議の事務を処理する。

(会議の運営等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年2月26日条例第7号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年12月10日条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月4日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

狛江市防災会議運営規程

昭和39年10月5日規程第11号

改正

昭和62年3月31日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、狛江市防災会議条例(昭和39年条例第30号)第6条の規定に基づき、狛江市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(議事の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかななければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

付 則

この規程は、公布の日から適用する。

付 則(昭和62年3月31日規程第9号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

狛江市災害対策本部条例

昭和39年10月5日条例第31号

改正

平成19年7月5日条例第15号

平成24年10月4日条例第23号

平成25年3月29日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、上司の命を受け部の事務を掌理する。

4 本部員は、上司の命を受け本部の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、上司の命を受け、その部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年7月5日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年10月4日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

狛江市災害対策本部条例施行規則

昭和39年10月6日規則第10号

改正

昭和46年7月22日規則第18号  
昭和47年2月14日規則第3号  
昭和47年8月1日規則第26号  
昭和47年11月1日規則第42号  
昭和49年3月29日規則第16号  
昭和56年9月10日規則第27号  
昭和58年2月7日規則第5号  
昭和62年3月2日規則第4号  
平成2年3月14日規則第6号  
平成5年6月23日規則第25号  
平成6年3月31日規則第17号  
平成8年3月29日規則第22号  
平成9年1月21日規則第2号  
平成10年4月17日規則第17号  
平成13年6月29日規則第29号  
平成16年3月31日規則第8号  
平成17年3月31日規則第11号  
平成19年3月30日規則第15号  
平成20年3月28日規則第4号  
平成21年4月13日規則第29号  
平成22年3月31日規則第14号  
平成24年3月28日規則第18号  
平成24年3月30日規則第20号  
平成26年3月31日規則第17号  
令和2年3月31日規則第34号  
令和3年3月29日規則第21号

(本部長室の所掌事務)

第1条 本部長室は、次の事項について狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- (5) 激甚災害の指定に関する事。
- (6) 東京都及び他区市町村との相互応援に関する事。

- (7) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 部長会議及び本部員会議の招集に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第2条 本部長室は次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

- 2 狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号）第3条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序による。

(本部員)

第4条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、環境部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、安心安全課長及び消防団長をもって充てる。

(部の名称、組織及び分掌事務)

第5条 部の名称、部を構成する組織及び分掌事務は、別表1のとおりとする。

(本部の部の編成)

第6条 部に部長、副部長、部員をおく。

- 2 本部の部の編成は、別表2のとおりとする。
- 3 部に属すべき本部の職員は別表2に定める者のほか、狛江市の職員のうちから市長が任命する。

(応援体制)

第7条 本部長は、特定の事務を重点的に実施する必要があると認めたとき又はは災害の状況、応急対策の推移等により特定の部の事務量が多大になったと認めたときは、別表1分掌事務欄に示す応援事務以外に、他の部に応援を命じることができる。

- 2 部長は、自ら分掌する事務について特定の事務を重点的に実施する必要があると認めたとき又は災害の状況、応急対策の推移等により特定の課の事務量が多大になったと認めたときは、別表1分掌事務欄に示す応援事務以外に、担当部内の他の課に応援を命じることができる。

(班の編成)

第8条 本部長は、特定の事務を重点的に実施するため必要があると認めたときは、班を設置することができる。

- 2 前項に規定する班に班長を置く。
- 3 前項に規定する班長は、原則として班の行う事務の所管課長とし、本部長が任命する。
- 4 本部長及び部長は、班の要員に不足があると認めたときは、前条第1項及び第2項の規定に準じて応援を命じることができる。

(部長会議)

第9条 本部長は災害対策の推進を図るため、必要があると認めたときは部長会議又は本

部員会議を招集することができる。

2 本部長は、必要があると認めたと者を会議に出席させることができる。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和46年7月22日規則第18号)

この規則は、昭和46年7月22日から施行する。

付 則 (昭和47年2月14日規則第3号)

この規則は、昭和47年3月1日から施行する。

付 則 (昭和47年8月1日規則第26号)

この規則は、昭和47年8月1日から施行する。

付 則 (昭和47年11月1日規則第42号)

この規則は、昭和47年11月1日から施行する。

付 則 (昭和49年3月29日規則第16号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年9月10日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年2月7日規則第5号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月2日規則第4号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月14日規則第6号)

この規則は、平成2年3月25日から施行する。

付 則 (平成5年6月23日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年3月31日規則第17号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月29日規則第22号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年1月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年4月17日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則 (平成13年6月29日規則第29号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月31日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年 3 月30日規則第15号）  
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成20年 3 月28日規則第 4 号）  
この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 4 月13日規則第29号）  
この規則は、公布の日から施行し、平成21年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成22年 3 月31日規則第14号）  
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 3 月28日規則第18号）  
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 3 月30日規則第20号）  
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 3 月31日規則第17号）  
この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 9 月19日規則第47号）  
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月31日規則第34号）  
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

部の名称	部を構成する平常時の組織	分掌事務
災対総務部	総務部安心安全課	1 災害対策の総合調整に関する事 2 関係機関・団体との連携の総合調整に関する事 3 都及び他区市町村の応援要請に関する事 4 自衛隊の派遣要請及び活動調整に関する事 5 災害時要援護者（要配慮者）対策の総合調整に関する事 6 帰宅困難者対策の総合調整に関する事 7 消防団の出動に関する事 8 災害情報の収集、集約及び伝達の統括に関する事 9 防災行政無線の統制活用に関する事 10 警戒区域設定、避難指示等その他本部長命令の伝達に関する事

		11 避難誘導に関すること。
	総務部総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 庁用車の配備に関すること。</li> <li>2 必要資機（器）材，車両，舟艇，労務及び物品の調達，使用，収用及び発注に関すること。</li> <li>3 災害時集合場所の連絡調整等に関すること。</li> </ul>
	総務部職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部職員の動員に関すること。</li> <li>2 本部職員の労務管理に関すること。</li> <li>3 東京都及び他区市町村の職員の受入れ及び派遣に関すること。</li> <li>4 本部長室の庶務に関すること。</li> </ul>
	総務部施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市施設の応急復旧に関すること。</li> <li>2 公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。</li> </ul>
災対企画財政部	企画財政部秘書広報室	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること。
	企画財政部政策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人権に関すること。</li> <li>2 広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること。（秘書広報室への応援）</li> </ul>
	企画財政部財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に関すること。</li> <li>2 災害対策関係予算に関すること。</li> <li>3 義援金品の受領及び配分に関すること。</li> <li>4 激甚災害の指定に関すること。</li> </ul>
	企画財政部未来戦略室	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること。（秘書広報室への応援）
	企画財政部市史編さん室	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及び報道機関への対応に関すること。（秘書広報室への応援）
	選挙管理委員会事務局	広報及び広聴並びに市民からの問合せ及



	監査委員事務局	び報道機関への対応に関すること。（秘書広報室への応援）
	会計課	災害時における一時借入金の調達及び現金の保管出納に関すること。
災対市民生活部	市民生活部市民課	1 埋火葬の許可に関すること。 2 広域火葬に関すること。
	市民生活部課税課	1 罹災証明書に関すること。 2 家屋，住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること。 3 地域における情報の収集及び伝達に関すること。
	市民生活部納税課	1 罹災証明書に関すること。（課税課への応援） 2 家屋，住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること。（課税課への応援） 3 応急給水，食料及び生活必需品の供給に関すること。（地域活性課への応援）
	市民生活部地域活性課	1 応急給水，食料及び生活必需品の供給に関すること。 2 中小企業及び農業への融資及び復興に関すること。
	農業委員会事務局	応急給水，食料及び生活必需品の供給に関すること。（地域活性課への応援）
災対福祉保健部	福祉保健部福祉政策課	1 避難行動要支援者対策に関すること。 2 二次（福祉）避難所に関すること。 3 災害弔慰金に関すること。 4 ボランティア活動に関すること。
	福祉保健部福祉相談課	1 生活再建に関すること。 2 遺体収容所の設置と遺体処理に関すること。 3 被災者の生活に関する相談及び各種

		支援制度の受付に関する事。
	福祉保健部高齢障がい課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉団体との連絡調整及び協力に関する事。</li> <li>2 避難行動要支援者対策に関する事。（福祉政策課への応援）</li> <li>3 二次（福祉）避難所に関する事。（福祉政策課への応援）</li> <li>4 医療救護に関する事。（健康推進課への応援）</li> </ul>
	福祉保健部保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護に関する事。（健康推進課への応援）</li> <li>2 保健衛生に関する事。（健康推進課への応援）</li> <li>3 防疫に関する事。（健康推進課への応援）</li> </ul>
	福祉保健部健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護に関する事。</li> <li>2 保健衛生に関する事。</li> <li>3 防疫に関する事。</li> </ul>
災対子ども家庭部	子ども家庭部子ども政策課	応急保育に関する事（児童育成課への応援）。
	子ども家庭部子ども発達支援課	応急保育に関する事（児童育成課への応援）。
	子ども家庭部児童育成課	応急保育に関する事。
災対環境部	環境部環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 放射性物質対策に関する事。</li> <li>2 下水道施設に関する事。（下水道課への応援）</li> <li>3 管工事関係事業者との連絡調整に関する事。（下水道課への応援）</li> <li>4 ごみ処理に関する事。（清掃課への応援）</li> <li>5 トイレの確保及びし尿処理に関する事。（清掃課への応援）</li> <li>6 がれき処理に関する事。（清掃課への応援）</li> </ul>

		7 住家流入土石，竹木等処理に関する こと。（清掃課への応援）
	環境部下水道課	1 下水道施設に関する こと。 2 管工事関係事業者との連絡調整に 関すること。
	環境部清掃課	1 ごみ処理に関する こと。 2 トイレの確保及びし尿処理に 関すること。 3 がれき処理に関する こと。 4 住家流入土石，竹木等処理に 関すること。
災対都市建設部	都市建設部まちづくり推進 課	1 救出に関する こと。 2 行方不明者及び死体の捜索に 関すること。 3 応急危険度判定に関する こと。 4 被災者の住宅の確保に 関すること。 5 家屋及び住家の応急修理に 関すること。 6 応急仮設住宅の整備に 関すること。 7 災害復興等の総合調整に 関すること。
	都市建設部道路交通課	1 道路，河川等における障害物除去に 関すること。 2 道路，橋りょう，堤防，河川等の点 検，整備及び復旧に関する こと。 3 建設関係事業者との連絡調整に 関すること。 4 ライフライン（下水道を除く。） 応急復旧に関する こと。
	都市建設部整備課	1 救出に関する こと。（まちづくり推 進課への応援） 2 行方不明者及び死体の捜索に 関すること。（まちづくり推 進課への応援） 3 応急危険度判定に関する こと。（ま ちづくり推進課への 応援）

		<p>4 被災者の住宅の確保に関すること。 (まちづくり推進課への応援)</p> <p>5 家屋及び住家の応急修理に関すること。 (まちづくり推進課への応援)</p> <p>6 応急仮設住宅の整備に関すること。 (まちづくり推進課への応援)</p> <p>7 災害復興等の総合調整に関すること。 (まちづくり推進課への応援)</p>
災対教育部	教育部学校教育課	<p>1 災害時集合場所の運営に関すること。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 学用品の給与に関すること。</p>
	教育部教育支援課	<p>1 災害時集合場所の運営に関すること (学校教育課への応援)。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること (学校教育課への応援)。</p>
	教育部指導室	<p>1 応急教育に関すること。</p> <p>2 災害時集合場所の運営に関すること (学校教育課への応援)。</p> <p>3 避難所の開設及び運営に関すること (学校教育課への応援)。</p>
	教育部社会教育課	<p>1 災害時集合場所の運営に関すること (学校教育課への応援)。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること (学校教育課への応援)。</p>
	教育部公民館	<p>1 災害時集合場所の運営に関すること (学校教育課への応援)。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること (学校教育課への応援)。</p>
	教育部図書館	<p>1 災害時集合場所の運営に関すること (学校教育課への応援)。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること (学校教育課への応援)。</p>

災対議会事務局	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市議会との連絡調整に関すること。</li> <li>2 本部から提供された災害等に関する情報に関すること。</li> <li>3 市議会施設を利用する際の運営に関すること。</li> <li>4 他の部への協力に関すること。</li> </ul>
部を構成する平常時の組織の共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平常時に所管する事務に関する災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 平常時に所管する事務に係る関係機関及び団体との調整に関すること。</li> <li>3 平常時に所管する施設及び事業における安全確保並びに利用者の避難誘導及び救護に関すること。</li> <li>4 平常時に所管する施設を経由しての市民への情報提供及び広報に関すること。</li> <li>5 他の部課の応援に関すること。</li> </ul>

別表2（第6条関係）

部	部長	副部長	部員
災対総務部	総務部長	総務部安心安全課長 総務部総務課長 総務部職員課長 総務部施設課長	総務部安心安全課職員 総務部総務課職員 総務部職員課職員 総務部施設課職員
災対企画財政部	企画財政部長	企画財政部秘書広報室長 企画財政部政策室長 企画財政部財政課長 企画財政部未来戦略室長 企画財政部市史編さん室長 選挙管理委員会事務局	企画財政部秘書広報室職員 企画財政部政策室職員 企画財政部財政課職員 企画財政部未来戦略室職員 企画財政部市史編さん室職員 選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員

		務局長 監査委員事務局長 会計課長	会計課職員
災対市民生活部	市民生活部長	市民生活部市民課長 市民生活部課税課長 市民生活部納税課長 市民生活部地域活性課長 農業委員会事務局長	市民生活部市民課職員 市民生活部課税課職員 市民生活部納税課職員 市民生活部地域活性課職員 農業委員会事務局職員
災対福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部福祉政策課長 福祉保健部福祉相談課長 福祉保健部高齢障がい課長 福祉保健部保険年金課長 福祉保健部健康推進課長	福祉保健部福祉政策課職員 福祉保健部福祉相談課職員 福祉保健部高齢障がい課職員 福祉保健部保険年金課職員 福祉保健部健康推進課職員
災対子ども家庭部	子ども家庭部長	子ども家庭部子ども政策課長 子ども家庭部子ども発達支援課長 子ども家庭部児童育成課長	子ども家庭部子ども政策課職員 子ども家庭部子ども発達支援課職員 子ども家庭部児童育成課職員
災対環境部	環境部長	環境部環境政策課長 環境部下水道課長 環境部清掃課長	環境部環境政策課職員 環境部下水道課職員 環境部清掃課職員
災対都市建設部	都市建設部長	都市建設部まちづ	都市建設部まちづくり

		くり推進課長 都市建設部道路交 通課長 都市建設部整備課 長	推進課職員 都市建設部道路交 通課 職員 都市建設部整備課職員 長
災対教育部	教育部長	教育部学校教育課 長 教育部教育支援課 長 教育部指導室長 教育部社会教育課 長 教育部公民館長 教育部図書館長	教育部学校教育課職員 教育部教育支援課職員 教育部指導室職員 教育部社会教育課職員 教育部公民館職員 教育部図書館職員
災対議会事務局	議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局職員

備考 理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務扱いを命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

狛江市災害対策本部運営要綱

令和3年1月13日要綱第5号

狛江市災害対策本部運営要綱（昭和39年10月6日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定により設置する狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、法、狛江市災害対策本部条例（昭和39年条例第31号。以下「本部条例」という。）及び狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和39年規則第10号。以下「本部規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「災害」とは、法第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する程度のものをいう。

（本部の設置）

第3条 市長は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部を設置するものとする。

2 本部規則第4条に規定する本部員（以下「本部員」という。）となる者が本部を設置すべきと判断する情報を取得したときは、総務部長を経由して市長に本部の設置を要請することができる。

（本部の設置の通知等）

第4条 災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに本部規則第3条第1項に規定する副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員に通知するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に、本部の設置を通知するものとする。

- (1) 東京都知事
- (2) 東京消防庁狛江消防署長
- (3) 警視庁調布警察署長
- (4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
- (5) 隣接区市長
- (6) その他法第23条の2第2項に規定する本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者

2 本部員は、前項に規定する通知を受けたときは、所属職員に対し、本部が設置されたことを周知しなければならない。

3 災対企画財政部長は、本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。

4 本部が設置されたときは、市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示を掲示するものとする。

（本部の非常配備態勢等）

第5条 震災時の非常配備態勢は別表第1のとおりとし、夜間・休日等の勤務時間外における初動態勢は別表第2の特別非常配備態勢のとおりとする。

2 風水害時の非常配備態勢は、別表第3のとおりとする。



3 本部規則別表第2部長の欄に掲げる者（以下「部長」という。）は、非常配備態勢又は特別非常配備態勢（以下「非常配備態勢等」という。）が発令された場合は、本部規則第5条による分掌事務の要領を所属職員に対して周知徹底させるとともに、必要な指示をしなければならない。

4 部長は、非常配備態勢等に伴う職員の参集を円滑に行うため、あらかじめ各職員の参集方法、参集に要する時間その他参集に係る必要な情報を把握しておかなければならない。

（非常配備態勢等の特例）

第6条 本部長は、災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢等の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる指令を発することができる。

（本部連絡員）

第7条 本部長室及び部の連絡並びに部相互間の連絡調整を推進するため、各部に本部連絡員を置く。

2 部長は、所属する課長補佐、副主幹、係長又は主査の職にある者の中から、あらかじめ複数の本部連絡員を指名し、狛江市災害対策本部連絡員指名票（別記様式）により、総務部長に報告しなければならない。

3 本部連絡員は、本部が設置されている間、交替で勤務するものとする。

4 本部連絡員は、勤務を交替したときは、所属する本部規則別表第1部の名称欄に掲げる部（以下「災害対策部」という。）の本部員に報告しなければならない。

5 災対総務部長は、本部が開設されたとき又は部相互間の連絡調整を図る必要があると認めるときは、指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

6 本部連絡員は、本部での報告事項、決定事項等を速やかに所属する災害対策部内に周知するものとする。

（本部構成員の招集等）

第8条 本部長は、原則として第1非常配備態勢を発令したときに、副本部長及び本部員を招集するものとする。

2 本部員は、その所管に係る事務について本部条例第2条第1項に規定する本部長室に付議すべき事項が生じたときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

（本部の財務）

第9条 部の分掌事務の遂行に要する費用は、既決の予算をもって充てるものとし、予算が不足する場合又は既決の予算がない場合は、災対企画財政部長と協議するものとする。

2 災対企画財政部長は、各部に関係する災害対応に係る予算措置を講じる必要が生じたときは、その内容等について本部長室に付議しなければならない。

（本部の廃止）

第10条 本部長は、市内における災害が発生するおそれが解消したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止に係る通知等は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則（平成26年 3月31日規則第17号）  
この要綱は，公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

種別	発令の時期	態勢の内容
第 1 非常配備態勢	震災（第 2 非常配備態勢から第 4 非常配備態勢までに掲げる状況に該当する場合を除く。）の発生等の状況により，本部長が必要と認めるとき。	震災に対応するための措置を強化し，救助その他震災の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか，通信情報活動を主とした態勢
第 2 非常配備態勢	(1) 局地震災が発生したとき。 (2) 市内に震度 5 弱の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (4) その他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	第 1 非常配備態勢を強化するとともに，局地震災に直ちに対処できる態勢
第 3 非常配備態勢	(1) 市内の複数地区に震災が発生すると予想されるとき又は発生したとき。 (2) 市内に震度 5 強の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) 東海地震予知情報が発表され，又は警戒宣言が発表されたとき。 (4) その他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	複数地区の震災に直ちに対処できる態勢
第 4 非常配備態勢	(1) 震災が拡大し，第 3 非常配備態勢では対処できないとき。 (2) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき又はこれに準ずる震災が発生したとき。 (3) その他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	本部の全組織をもって対処する態勢

別表第2（第5条関係）

種別	発令の時期	態勢の内容
情報連絡態勢	市内で震度4又はこれに準ずる震災が発生したとき。	総務部長 安心安全課職員
第1特別非常配備態勢	市内で震度5弱又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長，副市長，教育長，全部長職，全課長職，安心安全課職員
第2特別非常配備態勢	市内で震度5強又はこれに準ずる震災が発生したとき。	市長，副市長，教育長，全管理職，全係長職，全主任職，安心安全課職員
第3特別非常配備態勢	市内で震度6弱以上又はこれに準ずる震災が発生したとき。	全職員が速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参加する。 なお，初動要員は，あらかじめ指定された避難所等に参加し，情報収集等必要な活動を行う。

別表第3（第5条関係）

種別	発令の時期	態勢の内容
第1非常配備態勢	災害が発生するおそれがあるとき，局地的災害が発生したときその他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	水防その他の災害に対応するための措置を強化し，救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか，通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	事態が切迫し，市内の全域に災害が発生すると予想されるとき，複数の地区に災害が発生したときその他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに，局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	災害が拡大し，第2非常配備態勢では対処できないときその他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	複数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	災害が拡大し，第3非常配備態勢では対処できないときその他の状況により，本部長が必要と認めるとき。	本部の全力をもって対処する態勢

別記様式（省略）

狛江市街頭消火器設置取扱基準

平成17年6月28日市長決裁

改正

平成21年3月24日市長決裁

- 1 狛江市が設置する街頭消火器については、既設街頭消火器を基準として、半径50m圏内に3リットル消火器1本を収容する消火器BOXを設置する。ただし、街頭消火器を設置しようとする地域の状況等により、設置数を増減することができる。
- 2 設置費用は全て市が負担し、民地内への設置を基本とする。この場合において、設置する場所については、土地所有者に対して協力要請し無償占用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第2条第2号の事業者については、狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）第22条第1号の規定が適用されるものとする。
- 4 既設の街頭消火器についても、順次民地内への移設を実施するものとする。
- 5 この取扱基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度関係者と協議を行い対処するものとする。

付 則

この取扱基準は、平成17年度から施行する。

付 則（平成21年3月24日市長決裁）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

狛江市災害見舞金支給規則

昭和49年6月14日規則第21号

改正

昭和56年5月14日規則第18号

平成2年3月31日規則第9号

平成3年10月15日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市に住所を有する者が、市内において震災、風水害、火災その他これに類する災害により被害を受けたとき、被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を贈ることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規則を適用する対象者は、災害の程度により市長が決定する。

(範囲及び額)

第3条 見舞金等の支給範囲及び額は、次の各号による。

(1) 専ら居住の用に供する建物で現に居住し、生計を営んでいる住家又は現に営業の用に供している建物が全壊、全焼又は流失したとき。

1世帯につき 50,000円

(2) 前号の建物が半壊、半焼又は床上浸水（住宅にあつては浸水が床に達した程度のもので、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいい、その他の建物については住宅に準ずる。）したとき。

1世帯につき 30,000円

(3) 第1号の建物が部分的に損傷したとき

1世帯につき 10,000円

(4) 死亡したとき

1人につき 100,000円

(5) 負傷したとき

1人につき 10,000円

2 前項に規定するもののうち次のものについては、当該各号に定めるものをもって1世帯とみなす。

(1) アパートに居住し、又は個人の住家に間借りし、2人以上の家族を構成し、独立の生計を営むもの

(2) アパートに居住し、又は個人の住家に間借りする単身世帯については、全体をもって1世帯とみなす。ただし、世帯の状況によって1世帯とすることができる。

(災害の程度)

第4条 災害の程度は、次の各号による

(1) 全焼、全壊とは、滅失面積70%以上

(2) 半焼、半壊とは、滅失面積30%以上70%未満

(3) 部分的損傷とは、滅失面積20%以上30%未満

(4) 死亡者とは、災害が直接の原因で死亡した者（負傷して入院後48時間以内に死亡した者を含む。）

(5) 負傷者とは、引続き240時間以上入院加療をした者（入院後48時間を超え、240時間未満に死亡した者を含む。）

(弔慰金の支給)

第5条 弔慰金の支給を受ける遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に掲げるものの弔慰金の支給を受ける順位は同項各号の順位により、同項第2号に掲げるものうちにあつては同号に掲げる順位により、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(支給の時期)

第6条 市長は、被災者等から見舞金等の支給申請があつたときは、すみやかに災害の程度を決定し、当該見舞金等を支給するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年5月14日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（平成2年3月31日規則第9号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成3年10月15日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年9月18日から適用する。

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月26日条例第43号

改正

昭和50年10月7日条例第14号

昭和52年3月30日条例第15号

昭和53年6月26日条例第14号

昭和56年9月28日条例第24号

昭和57年12月24日条例第36号

昭和62年3月24日条例第3号

平成3年12月25日条例第23号

平成12年12月21日条例第59号

平成23年9月28日条例第11号

平成25年3月29日条例第4号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年12月26日条例第37号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有する者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が次の各号に掲げる一の災害（以下この章及び次章において単に「災

害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(1) 一の市町村(特別区を含む。)の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上あった災害(世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項に定める算定方法の例による。)

(2) 被害が発生した市町村(特別区を含む。)をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの(前号に定める程度以上の災害を除く。世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例による。)

(3) 被害が発生した市町村(特別区を含む。)をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助が行われた災害(前2号に定める程度以上の災害を除く。)

(4) 救助が行われた市町村(特別区を含む。)をその区域に含む都道府県が2以上あるもの(前3号に定める程度以上の災害を除く。)

(災害弔慰金を支給する遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、遺族の順位は、次のとおりとする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 前2項の規定にかかわらず、遺族が遠隔地にある場合その他特別の事情がある場合において、市長が前2項の規定によることを不相当と認めるときは、第1項に規定する遺族のうち市長が相当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の規定により災害弔慰金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合の災害弔慰金の支給については、次条で規定する金額を当該遺族の数で除して得た額を支給する。  
(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、令第1条の2本文に規定する額とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害がやんだ後3月間その生死



が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡が、当該死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 当該死亡に関し、その者が業務に従事していたことにより災害救助法第12条の規定により扶助金が支給される場合並びに警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第4条、消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）第5条及び賞じゅつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）第2条の規定により賞じゅつ金が支給される場合
- (3) 当該死亡した者が災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 災害障害見舞金の額は、令第2条の2に規定する額とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け、限度額、償還期間)

第12条 市は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法による救助が行われる災害及び救助が行われた災害（以下この条において単に「災害」という。）により、次の表の左欄に掲げる一以上の被害を受けた世帯で令第4条の規定により算出した当該世帯に属する者の所得の合計額が令第5条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、次の表に掲げる当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ右欄に掲げる額以内の災害援護資金の貸付けを行う。

被害の種類及び程度	貸付金額
(1) 世帯主が1月以上の療養を要する負傷を負った場合	150万円以内
(2) 住居等の損害 ア 住居の全壊（(4)の場合を除く。）	250万円以内

イ 住居の半壊	170万円以内
ウ 全家財の価格の3分の1以上の損害	150万円以内
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	350万円以内
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円以内
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円以内
(4) 住居の全体が滅失した場合。なお、「滅失」には、全壊、全焼、流失の全てを含むものであること。	350万円以内
(5) 第2号のア若しくはイ又は第3号のイにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「250万円以内」とあるのは「350万円以内」と、「170万円以内」とあるのは「250万円以内」と、「270万円以内」とあるのは「350万円以内」と読み替えるものとする。	

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、据置期間については次の各号の一に該当する場合であって市長が特に必要と認めた場合は、5年とすることができる。

- (1) 災害により被害を受けた世帯が当該災害の前1年以内に前項に規定する被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けたものである場合
- (2) 災害により世帯主が死亡したとき、又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条に規定する障害者となった場合
- (3) 災害により被害を受けた世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合又は市町村税非課税世帯である場合
- (4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合（保証人及び利率）

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条に規定する違約金を包含するものとする。

（償還方法）

第14条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（一時償還）

第15条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第12条第2項の規定にかかわらず、期限を定めて災害援護資金の全部又は一部の繰上一時償還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還金の支払猶予)

第16条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認めるときは、第12条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第19条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告せず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(違約金)

第17条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還金又は第15条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことについて、市長が、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(償還の免除)

第18条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(報告等)

第19条 市は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第5章 雑則

(狛江市災害弔慰金支給等審査委員会の設置)

第20条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、狛江市災害弔慰金支給等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年10月7日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年3月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和53年6月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和56年9月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（昭和57年12月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則（平成3年12月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年5月26日以降に生じた災害から適用する。

付 則（平成12年12月21日条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第3条及び第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後条例第7条の規定を準用する第11条の規定は、施行日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用し、同日前に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給については、なお従前の例による
- 4 この条例による改正後条例第12条第2項ただし書、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

- 5 この条例による改正後条例第17条の規定中違約金を徴収する割合に関する部分は、同条に規定する違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年12月26日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例第20条及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月27日規則第30号

改正

昭和57年12月24日規則第34号

昭和58年 6月29日規則第24号

平成23年 9月28日規則第45号

平成25年 4月23日規則第48号

平成31年 3月29日規則第29号

令和元年12月26日規則第73号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条—第5条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第6条・第7条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第8条—第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、調査票（災害弔慰金）（第1号様式）に掲げる事項等を調査するものとする。

（必要書類の提出）

第3条 市長は、次の各号に掲げる場合は、災害弔慰金を支給する遺族に当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

（1）死亡の原因となった災害が市の区域外で発生したものである場合 死亡地の官公署の発行する被災証明書

（2）災害弔慰金の支給を受ける遺族が他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する場合 戸籍抄本その他の遺族であることを証明する書類

（配偶者の範囲）

第4条 条例第4条第1項第2号ア及び第3号に規定する配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を含まないものとする。

（端数）

第5条 条例第4条第4項の規定により支給する災害弔慰金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額は、同条第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認める者に支給する。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第6条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、調査票（災害障害見舞金）（第2号様式）に掲げる事項等を調査するものとする。

(必要書類の提出)

第7条 市長は、災害障害見舞金を支給しようとする者に当該各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 障害の原因となった災害が市の区域外で発生したものである場合は、災害の発生した地の官公署の発行する被災証明書

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第3号様式）

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の借入れの申込み)

第8条 条例第12条に規定する災害援護資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申請者」という。）は、借入申請書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた日（以下「被災の日」という。）の属する年の1月1日（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前年の1月1日）において、他の市町村に住所を有していた場合にあっては、当該世帯の前年の所得（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前前年の所得）に関する当該他の市町村長の作成した証明書

(2) 世帯主の負傷を理由とする借入申請の場合にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

2 前項の借入申請は、被災の日の属する月の翌月の1日から3月以内にしなければならない。

(保証人)

第9条 借入申請者は、前条の借入申請の際に債務について確実な保証能力を有し次の各号に該当する保証人（以下「保証人」という。）1人を立てることができる。

(1) 東京都の区域内に住所を有する者

(2) 独立して生計を営んでいる者

(3) 現に条例による災害援護資金を借り受けることなく、かつ、借入申請者以外の保証人となっていない者

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行い、災害援護資金を貸し付けることを決定したときは、貸付決定通知書（第5号様式）を借入申請者に交付するものとする。

2 市長は、借入申請者に対して、災害援護資金を貸し付けないことを決定したときは、貸付不承認決定通知書（第6号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第11条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の

連署した借用書）（第7号様式）に、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第12条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

（年当たりの割合）

第13条 条例第13条及び第17条に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（償還の完了）

第14条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第15条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者に対して、督促状を発行するものとする。

（償還金の支払猶予）

第17条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認めることを決定したときは、支払猶予承認書（第10号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第18条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることを決定したときは、違約金支払免除承認書（第13号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第14号様式）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除申請）

第19条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（第15号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類



- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、償還免除承認通知書（第16号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、償還免除不承認通知書（第17号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（氏名変更届等）

第20条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届（第18号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が届け出なければならない。

- 2 借受人は、保証人が第9条各号のいずれかに該当しなくなったときは、当該保証人に代えて他の保証人を立てなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（東日本大震災に係る特例）
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定める者に対する災害援護資金の貸付けに係る第8条第1項第1号の適用については、「災害を受けた日（以下「被災の日」という。）の属する年の1月1日（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前年の1月1日）において、他の市町村に住所を有していた場合にあっては、当該世帯の前年の所得（当該被災の日が1月1日から5月31日までの間である場合にあっては、前前年の所得）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

付 則（昭和57年12月24日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条及び第7条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和58年6月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年4月23日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年1月17日から適用する。

第1号様式から第18号様式まで（省略）

付 則（平成31年3月29日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則による改正後の狛江市災害弔慰金の支給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）第2条の規定及び第1号様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後規則第6条の規定及び第2号様式は、施行日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用し、同日前に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後規則第9条、第11条、第13条及び第20条の規定並びに第4号様式及び第5号様式、第7号様式、第9号様式、第12号様式並びに第15号様式から第18号様式までは、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 5 改正前の狛江市災害弔慰金の支給等に関する規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和元年12月26日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式から第18号様式まで（省略）

調布市・狛江市消防相互応援協定

(昭和45年4月18日締結)

改正 平成8年4月24日

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づく調布市(以下「甲」という。)と狛江市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災または非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500メートルを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報または覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲または乙の区域内に大火災または大規模災害が発生し特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請または応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着および引揚ならびに消防行動等についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費ならびに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 東京都狛江町・東京都調布市相互応援協定(昭和33年12月24日締結)は、廃止する。右協定する。

昭和45年 4月18日

東京都調布市長  
本 多 嘉 一 郎  
東京都狛江町長  
富 永 和 作

付 則（平成8年4月24日）

この協定は、平成8年5月1日から効力を生ずる。

平成8年4月24日

東京都調布市小島町2-35-1

甲 東京都調布市

調布市長 吉 尾 勝 征

東京都狛江市和泉本町1-1-5

乙 東京都狛江市

狛江市長 石 井 三 雄

別表

応 援 出 場 区 域 表

調布市側	狛江市側
入間町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、菊野台、国領町、染地の一部	東野川、西野川、和泉本町、中和泉、西和泉の一部

調布市と狛江市との間の災害時における情報の提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関すること。
- (2) 河川の水位に関すること。
- (3) 陸閘の開閉に関すること。
- (4) 宿河原及び上河原堰提水門に関すること。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- (6) 被害状況に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視委員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎日1回定期的な通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和58年4月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
東京都調布市  
代表者 調布市長 金子 佐一郎

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番地5  
東京都狛江市  
代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定

川口町（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）とは、ふるさと友好都市提携の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資、器材（以下「応急物資」という。）について、被災地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条の規定により、甲又は乙が供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急物資

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送については、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を他方に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給に要する経費（輸送費を含む。）は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じたときは、双方で協議のうえ決定すものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年7月30日

新潟県北魚沼郡川口町大字川口1974番地26

甲

新潟県北魚沼郡川口町

代表者 川口町長 青柳 弘

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙

東京都狛江市

代表者 狛江市長 石井 三雄



震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）め地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号にかかげるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ暗償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この規定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	田辺栄吉
府中市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市長	細渕一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷局範
福生市長	石川彌八郎
狛江市長	石井三雄

東大和市長	尾 又 正 則
清瀬市長	星 野 繁
東久留米市長	稲 葉 三 千 男
武蔵村山市長	志々田浩太郎
多摩市長	臼 井 千 秋
稲城市長	石 川 良 一
羽村市長	井 上 篤 太 郎
あきる野市長	田 中 雅 夫
瑞穂町長	関 谷 久
日の出町長	青 木 國 太 郎
奥多摩町長	大 館 誉
檜原村長	鈴 木 陸 實

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

災害時における相互応援協定書

狛江市(以下「甲」と)と世田谷区(以下「乙」と)とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

(応援の内容)

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

(応急物資等の輸送)

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始する

ことができる。

- 2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

- 2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

狛江市長 矢野 裕

世田谷区長 熊本 哲之

災害時における相互応援に関する実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、狛江市（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）が締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき甲乙の行政境界周辺において実施する相互応援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の相互利用)

第2条 協定第2条第1項第4号に規定する被災者を一時収容するための施設(以下「避難所等」という。)は、甲乙の行政境界周辺に位置する次の施設とする。

- (1) 狛江市立狛江第三小学校 狛江市猪方一丁目1番1号
- (2) 狛江市立狛江第五小学校 狛江市東野川一丁目3番13号
- (3) 狛江市立狛江第六小学校 狛江市駒井町一丁目2番1号
- (4) 狛江市立狛江第四中学校 狛江市東野川四丁目1番1号
- (5) 喜多見ふれあい広場 世田谷区喜多見九丁目2番5号
- (6) 世田谷区立喜多見中学校 世田谷区喜多見四丁目20番1号

2 前項各号に掲げる施設のほか、必要に応じ甲又は乙が管轄する施設を避難所等として相互利用することについて連携を図るものとする。

(住民交流)

第3条 甲及び乙は、避難所等の相互利用において、行政境界周辺に居住する住民同士が円滑に相互協力できるよう、平素より住民間の情報交換等交流を行うための機会の提供に努めるものとする。

(情報連絡体制の強化)

第4条 甲及び乙は、協定第2条の規定による速やかな応援を実施するために必要な相互の情報連絡体制の強化を図るため、次の事項を実施する。

- (1) 狛江市長と世田谷区長との連絡先の交換
- (2) 平時からの防災及び災害対策業務に必要な情報、連絡先の交換
- (3) 定期的な通信訓練
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること。

(有効期間)

第5条 この実施細目は、協定の有効期間中は効力を有するものとし、協定が失効した場合には、その効力を失うものとする。

甲及び乙は、この実施細目の成立を証するため、この実施細目を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成25年2月7日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市長

高橋 都彦

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号  
世田谷区長

保坂 展人



災害時における相互応援に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 避難が必要な被災者の受入れ
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援の種類
- （3） 応援の具体的な内容及び必要量
- （4） 応援を希望する期間
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として応援要請した市が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成24年12月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 静岡県三島市北田町4番47号

三島市長 豊岡 武士

狛江市・石巻市 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と宮城県石巻市（以下「乙」という。）とは、甲又は乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した市の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 被災した市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資機材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した市が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員等の輸送は、当該応急物資を供給する市が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする市は、応援を受ける市に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする市の職員等は、応援を受ける市の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援をする市から特別の申出がない限り、応援を受ける市の負担とし、その費用については甲乙で協議して決定する。

2 応援を受ける市が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける市から要請があった場合は、応援をする市が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする市が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、応援を受ける市への往復途中に生じたものについては応援をする市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成 25 年 2 月 6 日

(甲) 東京都狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 宮城県石巻市長 亀 山 紘

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）、山梨県上野原市（以下「乙」という。）、山梨県北都留郡小菅村（以下「丙」という。）とは、甲乙丙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援要請に対して、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、後日に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資及び派遣職員等の輸送は、応援をする自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援をする自治体は、応援を受ける自治体に応援要請をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をする自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援をする自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要請があった場合は、応援をする自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援をする自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援をする自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙丙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙丙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年7月12日

(甲) 東京都狛江市長 高橋都彦

(乙) 山梨県上野原市長 江口英雄

(丙) 山梨県北都留郡小菅村長 船木直美



災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 東京都狛江市（以下「甲」という。）と、熊本県宇土市（以下「乙」という。）とは、甲乙のいずれかの区域内において災害が発生した場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害応急対策及び災害復旧が円滑に遂行されるよう、同法第67条第1項の規定に基づく被災した自治体の応援の要求に対し相互に応援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出，医療，防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器（機）材及び物資の提供
- (2) 食料，飲料水，生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器（機）材の提供
- (3) 救援，救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか，特に要求のあった事項

(応援要求の手続)

第3条 応援を要求する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要求するものとする。ただし、緊急の場合には、電話その他の方法をもって要求することができるものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器（機）材等（以下「応急物資」という。）の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか，被災した自治体が必要とする事項

(輸送)

第4条 応急物資，派遣職員等の輸送は、応援を行う自治体が行うものとする。

(緊急応援)

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が応援要求をするいとまがないと判断したときは、第3条に規定する応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う自治体の職員等は、応援を受ける自治体の長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、応援を行う自治体から特別の申出がない限り、応援を受ける自治体の負担とし、その費用については協議して決定する。

2 応援を受ける自治体を経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受ける自治体から要求があった場合は、応援を行う自治体が一時立替支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 第2条第4号の規定により派遣され、応援活動に従事した職員等に係る公務災害補償等については、原則として応援を行う自治体が行うものとする。

2 前項の職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける自治体が、応援を受ける自治体への往復途中に生じたものについては応援を行う自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第3条に規定する応援要求の手続が確実かつ円滑に行われるよう、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙がその都度協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれかから協定効力終了の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月21日

(甲) 東京都狛江市長

(乙) 熊本県宇土市長

都立狛江高校における避難所施設利用に関する協定書

東京都狛江市長を「甲」とし、東京都立狛江高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の周知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際には、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年9月22日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校

代表者 校長 新井 邦男

都立狛江高校の広域避難場所指定に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都立狛江高等学校（以下「乙」という。）との間において、乙の広域避難場所指定に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が震災時に乙の校庭（以下「校庭」という。）を広域避難場所として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を広域避難場所として使用する必要が生じた場合、校庭を広域避難場所として使用することができる。

（通知）

第3条 甲は、前条に基づき校庭を広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず校庭を広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に必要な指示を行う。

4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 校庭を広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。

(早期使用終了への努力)

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、校庭の広域避難場所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、校庭の広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市  
代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉三丁目9番1号

乙 東京都立狛江高等学校  
代表者 校長 木嶋 智恵

防衛省狛江スポーツセンターの広域避難場所指定に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と防衛省共済組合本省支部（以下「乙」という。）は、狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有し管理する防衛省共済組合狛江スポーツセンターのグラウンド（以下「グラウンド」という。）を、甲が震災時に狛江市地域防災計画に基づく広域避難場所（以下「広域避難場所」という。）として使用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（使用場所）

第2条 甲は、震災発生時及びまさに震災が発生しようとするときに、グラウンドを広域避難場所として使用することができる。

（通知）

第3条 甲は、前条に基づきグラウンドを広域避難場所として使用するときには、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、震災の状況により緊急を要するときは、前項の規定にかかわらずグラウンドを広域避難場所として使用できるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理）

第4条 広域避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 広域避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 広域避難場所の管理運営について、あらかじめ覚書に定めるほか、乙は甲に必要な指示を行う。

4 避難者に供するための仮設トイレ等の必要な資機材は、甲の責任において配置する。

（費用負担）

第5条 甲は、広域避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（使用期間）

第6条 グラウンドを広域避難場所として使用する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。



(早期使用終了への努力)

第7条 甲は、乙が防衛省共済組合の福利厚生施設としての本来の活動を早期に再開できるように配慮するとともに、グランドの広域避難場所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

(使用終了)

第8条 甲は、グランドの広域避難場所としての使用を終了するときには、乙に広域避難場所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(震災以外の使用)

第9条 震災以外の大災害が発生した場合において必要が生じたときには、甲はグランドを広域避難場所としての使用に準じて使用することができる。

(協定期間及び自動更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第11条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成23年11月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 東京都狛江市  
狛江市長 矢 野 裕

東京都新宿区市谷本村町 5 番 1

乙 防衛省共済組合本省支部  
支部長 堀 秀 男

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 狛江こだま学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあつては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。

3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合法第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市中和泉三丁目 14 番 8 号  
学校法人 狛江こだま学園  
理事長 毛塚 敬進

災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一時避難場所
  - ア 園庭
  - イ 体育館（トイレを含む。）
- (2) 福祉避難所
  - ア 1階保育室

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

- 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。
- 4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号に規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠するものとする。

2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。

3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市岩戸南四丁目 14 番 1 号  
学校法人 秋元学園 狛江みずほ幼稚園  
園長 秋元 幸生



災害時における一時避難場所及び福祉避難所の使用等に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と学校法人 清和学園 子鹿幼稚園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙が管理する施設等の使用及び乙が保有する備蓄物資等の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設等の使用）

第2条 甲は、災害時に乙が管理する施設等を一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）及び福祉避難所として、使用することができる。

（使用範囲）

第3条 前条に規定する一時避難場所及び福祉避難所として使用する施設等の範囲は、次のとおりとする。

（1）一時避難場所

ア 園庭

イ ホール（災害時の天候等の状況により使用する。）

（2）福祉避難所

ア ホール

（一時避難場所）

第4条 甲は、災害時に住民の避難が必要な場合は、乙に対して前条第1号に規定する施設等を一時避難場所として提供するよう要請する。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、甲の要請を待たず自主的に一時避難場所を提供することができる。

4 乙は、前項の規定に基づき一時避難場所を提供した場合は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

5 乙は、避難者の施設内への誘導を行う等、避難者の安全確保に努めるものとする。

(福祉避難所)

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

(施設等の開錠)

第6条 第4条の規定に基づく一時避難場所の提供にあたっては、第3条第1号アに規定する施設等を甲又は乙の職員が開錠し、第3条第1号イに規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

2 前条の規定に基づき福祉避難所を開設する場合は、第3条第2号に規定する施設等を乙の職員が開錠するものとする。

(施設等の費用)

第7条 第3条に規定する施設等の使用料は無償とする。ただし、施設等を使用することにより生じた費用については、原則として甲が負担する。

2 第3条に規定する施設等を使用することにより、施設及び設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行わなければならない。

(備蓄物資等の提供)

第8条 甲は、乙が保有する又は甲が提供した備蓄物資等を避難者へ配布するよう乙に要請することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、保有する備蓄物資等を自己の判断で避難者へ配布することができる。

3 乙は、避難者に配布する必要な物資等の提供について、甲に要請することができる。

(備蓄物資等の費用)

第9条 前条の規定に基づき、乙が保有する備蓄物資等を避難者に提供した場合は、甲がその費用を負担する。

2 乙は、提供した備蓄物資等の一覧を作成し、甲に対してその費用を請求するものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を、当該連絡責任者とする。

2 甲及び乙は互いに前項で規定する緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

(災害補償)

第 11 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合同条第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市長 高橋 都彦

乙 住 所 東京都狛江市東野川 3 丁目 17 番 1 号  
狛江ハイタウン 1 号棟 112  
学校法人 清和学園 子鹿幼稚園  
園長 豊島 秀臣

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江福祉会こまえ苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、予め福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行ない、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

（物資の調達等）

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対して書面により通知するものとする。

4 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに、甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸南四丁目 17 番 17 号

社会福祉法人狛江福祉会

理事長 須田 眞立

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（対象者の搬送）

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対

象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、



又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 21 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川二丁目 27 番 23 号

社会福祉法人正吉福社会

こまえ正吉苑

施設長 毛尾 ゆかり

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人正吉福祉会こまえ正吉苑 二番館（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

(対象者の搬送)

第5条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第6条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第10条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市西野川四丁目8番8号

社会福祉法人正吉福祉会  
こまえ正吉苑 二番館

施設長 松本 晋弥

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と合同会社未来活性（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な知的障がい者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする

(職員の派遣)

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、

乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第 13 条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第 14 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 7 月 8 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市元和泉二丁目 16 番 11 号

合同会社未来活性  
ミライハウス元和泉  
代表 前田 崇利

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と医療法人社団心身会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。



(職員の派遣)

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者(以下「支援者等」という。)が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法(昭和22年法律第118号)第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 9月 20日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川四丁目6番9号

医療法人社団心身会  
複合介護施設和楽

理事長 長島 晴子

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と愛光女子学園(以下「乙」という。)は、狛江市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において災害が発生又は発生のおそれのある場合において、甲が福祉避難所として、乙の管理する施設の一部を使用することに乙が積極的に協力し、高齢者等の福祉的なケアが必要な者(以下「要配慮者」という。)の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 甲が実施する災害対策により、乙の管理する施設を甲が福祉避難所として使用する必要が生じた場合、乙は、甲の申請により、その目的の範囲内において、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- (1) むらさき寮
- (2) 職員用駐車場
- (3) その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に前項に掲げる施設(以下「福祉避難所等」という。)の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書(別紙様式1)を提出する。ただし、甲は、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 乙が甲に対し行う協力は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者に対する福祉避難所の提供
- (2) 前号に付随する車両駐車場の提供
- (3) その他、災害対策上必要と認められる協力

(申請に基づく措置等)

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、福祉避難所等の使用を必要と認めるときは、国有財産使用許可書(別紙様式2)を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、福祉避難所等の使用料を無償とする。

3 乙は、福祉避難所等の使用を許可した後、福祉避難所等を使用するために必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 福祉避難所等への避難者の誘導及び対応は、甲が責を負うものとし、乙は必要に応じた協力を行う。

(許可の取消し又は変更等)

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- (1) 乙が、本来の目的に使用するため福祉避難所等の提供ができなくなったとき。
- (2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

(使用時の注意事項)

第6条 甲は、第4条第1項の規定により許可された施設を使用する者に対し、許可された施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を行うものとする。

(乙への届出)

第7条 甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。この場合において、甲の使用が長期に渡り、乙の通常業務に著しい支障が生じたときは、乙の申入れにより、その使用を解除しなければならない。

- 2 甲は、福祉避難所等の使用を終了するときは、使用した施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費(施設使用料は、第4条第2項の規定により発生しない。)については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了後の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙は署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 2月 19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛 江 市 長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川三丁目14番26号

愛光女子学園長 桑田 裕

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人巣立ち会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な障がい者等とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（対象者の搬送）

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

（物資の調達等）

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（開設期間等）

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

（経費の負担）

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡先）

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

（訓練等）

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

（災害補償）

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額

等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 14 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都三鷹市野崎二丁目 6 番 42 号

社会福祉法人巣立ち会

理事長 田尾 有樹子



大規模災害発生時における施設等の使用に関する協定書

宗教学法人泉龍寺を「甲」、警視庁調布警察署を「乙」、狛江市を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合において一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族控場所として甲が所有する施設を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の内容)

第2条 乙又は丙は、大規模災害により被害が発生し多数の死者が出た場合には、甲に対し一時的な遺体安置（検視・検案を含む。）場所及び遺族待機場所として無料提供を要請できるものとし、甲は、施設運営に支障のない範囲において乙又は丙の要請があった場合には、速やかに使用許可条件等を判断し、甲の許可する施設、駐車場等の一部又は全部を乙及び丙に使用させるものとする。

(要請方法)

第3条 乙又は丙の甲に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行う。

- (1) 施設及び駐車場等の使用期間、使用場所、使用目的及び使用計画
- (2) その他必要な事項

(使用中の管理)

第4条 甲が使用許可した施設、駐車場等の管理は、乙又は丙の責任において行い、乙又は丙は、甲の指示に可能な限り従うものとする。

(費用等の負担)

第5条 施設及び駐車場等の管理運営に関わる費用等について、甲は、乙及び丙に対して原則として一切の請求を放棄する。ただし、光熱費等の施設に関わる諸費用については、乙と丙及び関係する機関の協議によるものとする。

(使用期限)

第6条 使用期限は、第3条の規定により要請をした日から7日以内とし、その期間を延長する必要がある場合は協議の上、決定するものとする。

(使用解除と返還)

第7条 乙又は丙は、施設、駐車場等の使用解除を行う場合には、甲の確認及び点検を受けた後に返還するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3箇月前までに甲乙丙のいずれかからも何らの申し立てがない場合は、更に1年間の期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 本協定書の解釈等に疑義が生じた場合は、甲乙丙は協議し、誠意をもって解決に当たるものとする。

甲乙丙はこの協定の証にするため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 宗教法人 泉龍寺  
代表役員 菅 原 淳 一

乙 警視庁調布警察署長  
警視 大 澤 真 一

丙 狛江市  
市長 松 原 俊 雄

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人NPO狛江さつき会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な障がい者等とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。

4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。

5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例

第 19 号) に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 9 月 14 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市東和泉四丁目 1 番 19 号 204 号室

特定非営利活動法人 N P O 狛江さつき会

理事長 高橋 正隆

災害時における施設使用等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第52条第4項の規定に基づき、震災時において甲の救出及び救助の活動拠点となる乙が所有し、又は管理する土地又は家屋（以下「大規模救出救助活動拠点」という。）の円滑な使用を確保するために必要な事項を定める。

（使用施設）

第2条 甲が使用できる施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 多摩川緑地公園グラウンド 所在地 狛江市猪方四丁目地内

（用途）

第3条 甲は、大規模救出救助活動拠点について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）等の規定に基づき災害応急対策（甲の要請に基づき自衛隊、警察、消防等が行うものを含む。）の活動拠点として使用する。ただし、使用に当たっては、乙の業務に重大な支障を生じさせないよう配慮する。

2 改修工事等により、大規模救出救助活動拠点が前項で規定する用途に供することが困難と認められる場合には、甲乙の協議により、あらかじめ期間を定めた上、当該大規模救出救助活動拠点を使用しない。

（使用の通知）

第4条 甲は、大規模救出救助活動拠点の使用を決定した場合には、乙に対し、文書をもって速やかにその旨を通知する。ただし、緊急の場合で文書により要請ができないときは、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（要員の派遣）

第5条 甲は、使用する大規模救出救助活動拠点に対し、大規模救出救助活動拠点の運営に必要な要員を派遣する。

（協力の要請）

第6条 甲が乙に協力を要請する業務は次の各号のとおりとする。

- (1) 大規模救出救助活動拠点として使用するために必要な鍵及び機械警備カード（機械警備カードにより施設を開錠する場合）の貸与
- (2) 大規模救出救助活動拠点として使用可能なスペースの確保
- (3) 大規模救出救助活動拠点開設に必要な資機材、被服、消耗品等の保管
- (4) その他乙の本来業務に支障のない範囲で、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する用途に使用したことにより発生した損失の補償に要する費用は、甲が、これを負担する。

（防災訓練の実施）

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に協力することとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定の実施に必要な事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成29年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
代表者 狛江市長 高橋 都彦

## 災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニーを「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

## （協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

## （一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ユニディ狛江店	構造等	鉄骨造
所在地	狛江市和泉本町四丁目6番3号	竣工年月	平成12年11月
所有者	三井住友信託銀行株式会社		
管理者	株式会社アイリスプラザ ユニディカンパニー		

## （使用範囲）

第4条 本施設のうち避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

## （使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときは本施設周辺の浸水が収束するまでとし、地震が発生したときは発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

## （使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。ただし、これにより難いときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに關して要した費用は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

## （費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

## （損害補償）

第9条 本協定に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに關して、本施設及び乙



が管理する資産が損傷する等、乙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者（乙の協力者を含む。）が本協定に基づく施設の使用に関連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定を準用してこれを補償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第 10 条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙は一切責任を負わないものとする。

（協議）

第 11 条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（効力）

第 12 条 本協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定は更に 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、2 者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 21 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛 江 市  
市長 松原 俊雄

乙 千葉県松戸市牧の原 2 番地の 38  
株式会社アイリスプラザ  
ユニディカンパニー社長 野城 慎二

## 災害時における施設の使用に関する協定書

狛江市を「甲」、株式会社ニトリホールディングスを「乙」、カゴメアクシス株式会社を「丙」とし、甲乙丙の間において、次のとおり災害時における施設の使用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （趣旨）

第1条 本協定は、狛江市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、丙が所有し、乙が管理運営する第3条に定める施設（以下「本施設」という。）を指定緊急避難場所（以下「災害時集合場所」という。）として使用することに関し、必要な事項を定める。

## （協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本施設を災害時集合場所として使用する必要があると認めるときは、これを乙に要請することができる。ただし、この場合、原則として甲の立会いを要するものとする。

## （一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲及び近隣住民に使用させるものとする。

施設名称	ニトリ狛江ショッピングセンター	構造等	鉄筋コンクリート造
所在地	狛江市岩戸南二丁目4番3号	竣工年月	2016年12月
所有者	カゴメアクシス株式会社		
管理者	株式会社ニトリホールディングス		

## （使用範囲）

第4条 本施設の内避難場所として使用する範囲は、立体駐車場及び平面駐車場とする。

## （使用期間）

第5条 本施設の使用期間は、原則として大規模な水害が発生したときには、本施設周辺の浸水が収束するまで、地震が発生したときは、発生の日から原則として2日以内とする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において本施設から避難者を退去させるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本施設の使用期間内であっても、本施設の営業に支障が生じる場合には、乙の判断で本施設の使用を制限又は終了させることができる。

## （使用の通知）

第6条 甲は、本施設を使用するときは、使用の理由及び内容、その他使用に必要な事項を記載した通知書を乙に送付するものとする。これによりがたいときは口頭で通知し、事後速やかに、通知書を提出するものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙又は丙が本協定に基づき本施設を災害時集合場所として提供したことに關して要した費用は、甲乙丙協議の上、甲が負担するものとする。

## （費用の請求及び支払い）

第8条 乙又は丙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙又は丙からの請求があった場合には、乙又は丙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 本協定及び甲の要請等に基づき、本施設を災害時集合場所として提供したことに關して、本施設又は乙が管理する資産が損傷する等、乙又は丙に損害が生じたとき甲はこれを補償するものとする。なお、乙の従業員等その協力に従事する者（乙の協力者を含む。）が本協定に基づく施設の使用に關連して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、その損害を賠償するものとする。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 本施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任は甲が負い、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に關連して知り得た相手方の情報（以下「機密情報」という。）を、第三者（乙のグループ会社は除く。）に開示又は漏洩し、若しくは本契約履行の目的以外に利用してはならないものとする。ただし、個人情報を除き、以下各号の一に該当する情報は機密情報には含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、既に一般公開又は公知となっているもの
- (2) 相手方から開示を受けた後、自己の責によらずして公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受けたとき、既に自ら所有していた情報で、それを証明できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 相手方からの秘密情報に依拠することなく、独自に開発したもの
- (6) 裁判所の命令その他法令の規定に基づき開示が義務づけられたもの

2 前項の規定は、本契約終了後も5年間、引き続き有効に存続する。

(狛江市情報公開条例に基づく情報公開)

第12条 前条にかかわらず、本協定書に關わる事実及び内容に対して狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）に基づく情報公開請求があった場合は、地方公共団体である甲の立場を踏まえ、法令に基づく市民への説明責任を果たすために必要最小限の範囲で、狛江市情報公開条例に基づき公開の要否を判断するものとする。

(所有者の変更)

第13条 本協定締結後、本施設の所有者が変更になった場合には、丙は、新所有者に対し、本協定上の地位を引き継ぐものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3箇月前までに甲乙丙いずれからも何らの申し出がないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙丙間の賃貸借契約が終了したときは、本協定は自動的に終了するものとする。

(準拠法、合意管轄)

第 16 条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、3 者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
甲 狛 江 市  
市長 松原 俊雄

東京都北区神谷三丁目 6 番 20 号  
乙 株式会社ニトリホールディングス  
代表取締役社長 白井 俊之

愛知県名古屋市中区錦三丁目 14 番 15 号  
丙 カゴメアクシス株式会社  
代表取締役社長 竹内 秋徳

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東京都狛江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、ボランティア活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（活動拠点）

第2条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ・活動支援等は、あいとぴあセンターを拠点とする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲は乙に対して次の各号に関する協力を要請するものとする。

- (1) ボランティアセンターの設置、運営に関すること。
- (2) 避難所、福祉避難所等における被災者、避難者の救護救援活動に関すること。
- (3) 救助物資の配分等に関すること。
- (4) ボランティア活動に関する市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (5) その他ボランティア活動に関して必要と認められること。

（協力の要請）

第4条 前条の要請は、日時・場所・協力内容を明記して、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭・電話等の方法により要請し、後日文書をもって処理する。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。
- 3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、乙の判断に基づき必要業務等に着手し、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく乙の協力業務について、1週間単位で甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が認める当該業務に要した費用は甲が負担するものとする。

- 2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(ボランティアの養成)

第7条 乙は、平常時よりボランティアのコーディネート等、ボランティアの研修・講習等を行い、ボランティアの受入れ・活動支援等、非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援することとする。

(関係機関等との協力体制)

第8条 乙は災害時にどのように活動すべきであるか、関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(資器材等の確保)

第9条 乙は、災害時の応急・復旧活動に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の基に確保するものとする。

(訓練等)

第10条 甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、互いに積極的に協力するよう努めなければならない。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づいて乙の協力業務にたずさわるボランティアの業務従事中における事故等の損害補償は「ボランティア保険」等によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険等の保険料の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡体制)

第12条 第3条に規定する協力を円滑に行うために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月29日付けで締結した災害時におけるボランティア活動等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号  
あいとびあセンター内  
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会  
会長 高木光

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書取扱い基準

- 1 協定書第2条の活動拠点「あいとびあセンター」内の指定場所については、災対総務部と災対福祉保健部で予め決めておく。また、被災状況によって「あいとびあセンター」が使用できない場合の代替策を事前に決めておく。
- 2 協定書第4条第3項の「災害の事態が急迫し」とは、同時多発火災、多数の家屋倒壊などの状況から、市民が自主的に避難所に避難している場合で、市の災対本部から要請がない事態をいう。
- 3 協定書第6条第1項の「甲が認める当該業務に要した経費」とは、人件費（超勤手当）、物件費（消耗品、燃料代など）などをいう。
- 4 協定書第7条第2項の「必要な範囲で支援する」とは、社会福祉協議会が平常時に行うボランティアの体制づくりに要する経費のうち、ボランティア研修経費の一部など市が必要と認める経費を支援することを意味する。これについての協議は、本法人が毎年度行う市へのボランティア活動推進関係補助金積算とそれに対する査定において行うものとする。
- 5 協定書第9条の規定は、災害時のボランティアのコーディネート及びボランティアが活動する際に必要な資器材を、社会福祉協議会と市が協力して準備する趣旨である。具体的には、必要な器材のリストを別途作成し、社会福祉協議会が手当てできるもの、市が準備するものを明らかにしておくものとする。
- 6 協力業務の終了は市の災対本部からの連絡によるものとする。
- 7 社会福祉協議会は、市災害対策本部との連絡調整及び協力業務を行う場合の指揮命令者を、前もって決めておくこととする。

付 則

この取扱い基準は、平成26年4月1日から施行する。



非常通信の運用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京消防庁狛江消防署（以下「乙」という。）は、災害時における電波法第52条第4号に規定する非常通信に基づく非常無線通信を利用した通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が非常通信を行う際の乙に対する協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（身分の確認）

第5条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用の負担）

第6条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第7条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては警防課長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（連絡先の交換）

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第12条 平成20年4月1日付けで締結した非常通信の運用に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目23番10号

東京消防庁

狛江消防署長 藤原 孝幸

震災時における情報収集活動に関する協定書

狛江市内に配達する各新聞販売店（以下「甲」という。）及び狛江市役所（以下「乙」という。）並びに東京消防庁狛江消防署（以下「丙」という。）との間において震災時における情報収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、乙及び丙の震災時における情報収集活動に対する甲の支援に関し必要な事項を定める。

（支援内容）

第2条 乙及び丙が甲に要請する支援内容は、震災発生時の被害状況とする。

第3条 前条の被害状況は次のとおりとする。

- （1） 火災の発生状況
- （2） 建物等の被害状況
- （3） 多数負傷者発生事故状況
- （4） 道路障害状況（消防車両通行の可否）

（支援区域）

第4条 乙及び丙が甲に要請する支援対象区域は、甲が配達する区域のうち狛江市内とする。

（支援の基準）

第5条 乙及び丙が甲に対し支援を要請する場合は、震度5以上の地震で被害の発生又は発生が予想される時とする。

（支援活動）

第6条 甲の支援活動は、各配達区域内において視認し確認した第2条に定める支援内容について情報収集をするものとする。

（支援内容の伝達）

第7条 甲が乙及び丙に情報を伝達する方法は、各配達区域内で収集した情報を直接狛江消防署に駆け付けて伝達するものとする。

なお、やむを得ない場合は、猪方出張所へ駆けつけることとする。

（情報の提供）

第8条 丙は甲から支援内容を伝達されたときは、乙に対し情報を提供するものとする。なお、伝達された被害状況等については、各新聞販売店ごとにその情報を新聞各社に提供することができる。

（協 議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を所有する。

平成13年12月25日

甲 株式会社 サワノボル

ASA 狛江北 澤登 靖

狛江読売ニュースセンター

所長 宇田川 正

ニュースセンターあかもと株式会社

ASA 狛江 赤本 康良

毎日新聞

狛江北販売所 手塚 輝江

読売センターつつじヶ丘

店長 若林 剛史

ASA 狛江東部

上村 武志

ASA 狛江南 (有)笹岡新聞補

代表 笹岡 千春

ASA 柴崎

所長 対馬 伸之

YC 狛江東部サービスセンター

藤田 朋人

YC 読売センター成城

犬飼 吉春

YC 読売センター成城南

小山 孝志

乙 狛江市

狛江市長 矢野 裕

丙 東京消防庁

狛江消防署長 阿川 道男

災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、狛江市（以下「乙」という。なお、甲と乙をあわせて以下「甲ら」ということがある。）及びNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲らのいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における丙による支援活動及び平時における甲乙丙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 甲らのいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、丙は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲らへの提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲らへの提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙丙における協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的活動を行うものとする。

2 丙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲らは、平常時から可能な範囲で丙に協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定する丙への協力を行うにあたり、甲及び乙は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、丙が負担するものとする。

2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長友貴樹  
(自筆署名)

乙 東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦  
(自筆署名)

丙 東京都調布市国領町3丁目4番地1

NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン

理事長 古橋 大地  
(自筆署名)

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、狛江市長 高橋都彦（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、狛江市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 狛江市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 狛江市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。



本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年8月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
  
狛江市長 高 橋 都 彦

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト世田谷局（以下「乙」という。）は、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定めることを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）依頼する放送の内容

（3）希望する放送の日時

（4）その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 甲は、災害情報放送要請書（第1号様式）により、メール及びファックスを用いて要請する。

ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第5条 前条の規定に関わらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害情報及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて送信することができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(連絡責任者)

第8条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の管轄する局の責任者を当該連絡責任者とする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第11条 平成21年4月11日付けで締結した災害時等における狛江市と㈱ジェイコム関東との相互協力に関する協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号  
マーベラス経堂ビル1階  
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局  
局長 長瀬 徹

防災情報サービスに関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト 世田谷局（以下「乙」という。）とは、狛江市の安心で安全なまちづくりを推進するため、甲が防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し再送信を行うこと（以下「防災情報サービス」という。）に関して、以下の内容を確認し、覚書を締結する。

（防災情報サービス実施の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を乙の設備（第5条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、防災情報サービスを行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

（提供地域）

第2条 本覚書で合意した防災情報サービスの提供地域は、狛江市内とし、狛江市外の地域に関しては、防災情報サービスを行わないものとする。

（費用）

第3条 本覚書による防災情報サービスの情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で防災情報サービスを提供するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、防災情報サービスを実施するにあたり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、防災情報サービスが実施できなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する防災情報サービスの放送内容に関しては、原則として、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から防災情報サービスの放送内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。ただし、乙の設備の不具合等の事由による場合は、乙が責任を持ってその対応にあたるものとする。

（設備の維持管理）

第5条 甲の設備及び乙の設備は、別紙に規定する。

2 本覚書で合意した防災情報サービスの提供のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の

責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

- 3 乙は、防災情報サービスを適正に運用するために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の承諾を得て、甲の設備に立ち入り点検を実施するものとする。この場合、速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙で合意した事項に関してはこの限りではない。

(有効期限等)

第7条 本覚書の有効期間は、平成27年6月22日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙が、前項の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面で通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第9条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲乙協議して定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成27年6月22日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長

乙 東京都世田谷区経堂五丁目32番8号  
株式会社ジェイコムイースト 世田谷局

局 長

災害に係る情報発信等に関する協定

狛江市（以下「市」という。）及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風、津波その他の災害に備え、市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- （1）ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - （2）市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （3）市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （4）市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （5）市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （6）ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - （7）市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、市及びヤフーの両者の協議により決定するものとする。
- 3 市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年11月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙の依頼に基づく狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給について、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が発生するおそれがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、ガスの安全に関わる事象が発生した場合は、甲に対して狛江市緊急速報発信ツール等による情報発信の依頼（以下「発信の依頼」という。）を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、発信の依頼に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく発信の依頼を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 甲は、前項に規定する発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、発信の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、発信の依頼及び発信の実施に関する連絡を確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者及びその職務は、別に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。



この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年12月12日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都杉並区西荻北五丁目8番地22号  
東京瓦斯株式会社 西部支店  
支店長 伊藤麻紀子

狛江市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、狛江市防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、その他市所有の広報ツール等（以下「狛江市緊急速報発信ツール等」という。）を利用した市民への情報発信について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害、事故、乙の所有する電力設備の故障等により、狛江市内において電力の供給に支障が生じ、市民生活の安全に大きな問題が発生する恐れがある場合に、市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が狛江市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民生活の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙は、狛江市内において、電力の供給に支障が発生した場合は、甲に対して、発生日時、地域、軒数等の情報提供（以下「情報提供」という。）を行うものとする。

2 乙は、甲に情報提供を行った後、復旧見込み時間や電力の供給に支障が発生した原因等が判明した場合は、適宜、情報提供を行うものとする。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく情報提供を受けたときは、狛江市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし、発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるとき、又は必要がないと認められたときは、この限りでない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、情報提供及び発信の実施が確実、かつ、円滑に行うことができるようそれぞれ連絡体制を定め、相互に届け出しておくものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

甲 狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

東京都武蔵野市西久保一丁目 6 番 2 4 号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社

支社長 辻 青 子

広告付災害時集合場所等電柱看板に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、狛江市内における広告付災害時集合場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出にあたり、甲と乙の協力に関し必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の災害時集合場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業等の広告と併せて災害時集合場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3）災害時集合場所 狛江市地域防災計画に基づき市が指定する場所で、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。

（災害時集合場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、この協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続を行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）災害時集合場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 甲は、看板に記載する災害時集合場所等案内表示の内容を指定するものとする。

（広告の範囲）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する広告を広告媒体に掲載しないものとする。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの

(経費等)

第7条 甲は、看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等を負担しないものとし、乙及び広告主が当該経費等を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、その1通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市

狛江市長 高 橋 都 彦

乙 東京都八王子市明神町三丁目 1 番 7 号  
NTB 八王子ビル  
東電タウンプランニング株式会社

多摩総支社長 望 月 優

災害時等における情報の放送に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と、狛江ラジオ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における情報の放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、狛江市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は重大な犯罪が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための放送について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害等情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙に対して速やかに災害及び重大な犯罪に関する情報（以下「災害等情報」という。）を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、災害時等の放送要請書（別記様式）により、メール又はファクシミリを用いて要請するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、前条の要請があった場合は、通常の番組に優先して災害等情報を放送する。
- 3 乙は、甲に対して災害等情報の提供を求めることができる。

（放送の内容）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けた放送の形式は、乙の判断によるものとする。

（情報の活用）

第5条 乙は、第2条の規定にかかわらず、甲がインターネットや広報紙等で発信した災害等情報について、放送することができるものとする。

（情報発信責任）

第6条 甲が提供した情報の内容に関する責任は、甲が負う。また、乙が作成した情報に関する責任は、乙が負う。

(市庁舎に設置する放送設備)

第7条 甲は、乙が市庁舎に設置する放送設備（以下「庁舎放送設備」という。）の使用に関して協力する。

2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、甲が行政財産の使用を許可した場所において設置する庁舎放送設備の維持及び原状回復に要する費用を負担する。

(放送体制の維持)

第8条 甲及び乙は、乙の施設が災害等により災害等情報の放送ができない場合又は放送設備に不足が生じる場合には、甲の設備を使用し、放送体制の維持に努めるものとする。この場合において、要した費用等については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(経費)

第9条 乙は、甲の要請に基づく災害等情報の放送に要する費用を甲に請求しない。

(協力体制の整備)

第10条 災害時等における相互協力体制を円滑なものとするため、甲及び乙は、平時から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲又は乙が防災訓練等を実施する場合は、お互いに積極的に協力するよう努めるものとする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する要請を円滑なものとするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(連絡責任者)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては局長の職にあたる者を当該連絡責任者とする。ただし、乙にあって局長が不在のときは編成担当の職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定に基づく放送を行うに当たって知り得た機密情報を甲以外の者に漏らしてはならない。



(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲及び乙は、相互に相手方が正当な理由なくして本協定に違反したときは、文書によって通告し、この協定を解除することができる。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月27日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市中和泉一丁目2番6号  
狛江ラジオ放送株式会社  
代表取締役 松崎 学

災害時の医療救護活動等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人狛江市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療コーディネーターの設置）

第2条 甲は、狛江市災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）を設置し、乙はその設置に協力するものとする。

2 医療コーディネーターは、市内の医療救護活動等を統括調整するために、甲に対して医学的な助言を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、医療救護班を編成し、甲が指定する医療救護所等に派遣するものとする。ただし、乙は、緊急に対応することが必要と認められるときは、自主的な判断で医療救護班を編成し、派遣できる。この場合、乙は速やかに甲へ報告するものとする。

3 前項に定める医療救護班は、医師及び医師が指定する者をもって構成する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置
- （2）災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- （4）助産救護
- （5）死亡の確認
- （6）前各号に定めるもののほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

（指示及び連絡調整）

第5条 医療救護班の医療救護活動等に関する連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、自ら医療救護所等へ向かうことができる。

(医療品等の備蓄、輸送等)

第7条 医療救護班は、原則として、甲が用意する医薬品等を使用するものとする。ただし、医療救護班の構成員は、必要に応じて、所有する医薬品等を携行し、使用することができる。

2 医療救護所等における医療救護班の給食、給水及び照明等は甲が行う。

3 医薬品等の輸送は、原則として甲又は協力者が行う。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。ただし、災害拠点病院等における医療費は原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、医療救護活動等に関する訓練を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(費用弁償等)

第10条 本協定に基づき、医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う費用等

ア 医療救護活動の費用

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医師及び医師の補助者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動の前号に係る費用

(3) 医療コーディネーターの活動に係る費用

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(旧協定書の廃止)

第13条 平成19年8月29日付けで締結した災害時の医療救護活動についての協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
東京都狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号  
公益社団法人 狛江市医師会  
狛江市医師会長 石戸谷 尚子

災害時の医療救護活動等実施細目

平成26年12月25日付けをもって締結した災害時の医療救護活動等に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護所等の設置）

第1条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき、災害拠点病院の近接地等に緊急医療救護所を設置する他、次の場所に必要に応じ医療救護所を設置するものとする。

- (1) 避難所
- (2) 福祉避難所
- (3) 災害現場
- (4) 医療機関
- (5) その他甲が定める場所

（実費弁償等）

第2条 前条により医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用の請求、報告）

第3条 協定書第10条及び前条の定めにより甲が負担する費用の請求、報告については、医療救護活動等終了後、速やかに乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

- (1) 医療救護班派遣に係る費用等は、「費用等請求書」（様式1）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、前号による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- (3) 医師、看護要員及びその他の者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用等については、第1号から前号までの定めを準用する。
- (5) 災害拠点病院等及び医療救護所を設置した医療機関において、医療救護活動等により生じた施設、設備の損傷に係る実費弁償は、第1号による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動等のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用等の支払）

第4条 甲は、前条により請求、報告された費用等の内容を調査し、適当と認めたときは、東

京都と社団法人東京都医師会及び歯科医師会との間で締結している「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（昭和51年8月17日）」の規定を準用し算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成26年12月25日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

東京都狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

公益社団法人 狛江市医師会

狛江市医師会長 石戸谷 尚子

様式1

費用等請求書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける（災害・訓練）時医療救護活動に係る費用等を下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

	職種	延人数	単価	金額	備考
医療救護班 費用					延 班 詳細は別紙の とおり
小計					〃
薬品衛生材料 実費弁償					〃
施設設備実費弁償					〃
計					

平成 年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会

会長

印

狛 江 市 長 様

医療救護班活動等報告・医療救護班員名簿

第 班

氏名	職種	救護活動場所	活動期間	救護実績				
				死亡	重症	中等症	軽症	計
			年 月 日 午前・午後 時 分					
			から 年 月 日 午前・午後 時 分					
			まで					
名	-	-	-					

注 医療機関を使用して救護活動を行った場合は、救護活動場所の欄に医療機関名と責任者名を記入すること。



医療救護班診療記録

第 班

番号	傷病者氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度			処置概要	備考
						重	中	軽		

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること。



様式3

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日まで

における（災害・訓練）時医療救護活動において、別紙のとおり

事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

公益社団法人 狛江市医師会  
会長 印

狛 江 市 長 様

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性別	男・女	住所	
生年月日	M S 年 月 日生 T H	年令	歳	電話	
職 種	医師・看護要員・その他の 者	第 班	勤務医療機関名		
傷 病 名		程 度	重症・中等症・軽症	転 帰	
外来・入院	( 月 日)	診療 (入院) 医療機関名			
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 午後 時 分頃	受傷 (発病) 場所			
受傷 (発病) 時の状況					

様式 4

物 件 損 傷 等 報 告 書

医療機関

医療 所在地

医療 電話

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
計	-	-	-	-		

注

1. 医療機関ごとに記入すること。
2. 物件名欄は、建造物、器具及び自動車等を記入すること。
3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等と記入すること。
5. 単価の欄は、購入時の単価を記入すること。
6. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

災害時の救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲からの要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、その他補助員の派遣に伴うもの

ア 薬剤師班及びその他の補助員の編成に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助員が医療救護所において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター2階狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

災害時の救護活動実施細目

狛江市(以下「甲」という。)と狛江市薬剤師会(以下「乙」という。)との間において平成9年5月29日に締結した「災害時の救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(薬剤師班の構成)

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班: 1班3名とし、甲は乙に対し3班までの出動を要請できる。ただし、乙が(社)東京都薬剤師会災害対策本部より薬剤師班の要請があった場合は、2班までとする。
- (2) その他の補助: 災害時の救護活動により甲が必要と認めたときは、その他の補助を置くことができる。

(医薬品等供給要請の特例)

第2条 甲は、災害状況により必要と認めたときは、乙に対し、(社)東京都薬剤師会京王支部が管理する医薬品管理センター(京王地区管理センター)並びに乙に所属する会員の薬局・薬店が災害発生時点で所有する医薬品・衛生材料等の供給を要請する。

乙は、これを受け、甲の要請に早急に応じられるよう同管理センターに対して、供給可能な医療用医薬品の提供を求め、また、乙に所属する会員薬局・薬店が所有する一般用医薬品・衛生材料等の供給に努めることとする。

(費用弁償等)

第3条 前条により医薬品管理センターより甲に供給した医療用医薬品は、原則として公定薬価(消費税込み)により、甲が負担するものとする。また、乙が所属する薬局・薬店の所有する一般用医薬品については、実費とする。また、前条により医薬品管理センター並びに薬局・薬店の施設において、救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、薬剤師班による救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各薬剤班ごとの「薬剤師班活動報告及び班員名簿」(様式1-1)を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「医薬品・衛生材料等使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師及びその他の補助が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故疾病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤師班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。



- (5) 本細目第3条に定めた医薬品管理センター及び薬局・薬店の施設につき、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、相当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成9年5月29日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター2F狛江市薬剤師会事務所内

乙 狛江市薬剤師会

代表者 会長 嶋田 勝一

様式1

費用弁償等請求書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時  
 訓練  
 救護活動に係る費用弁償等を下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
薬 剤 師 班 実 費 弁 償					延  班  詳細は別紙のと おり
	小計				
医薬品・衛生材料 等 実 費 弁 償					同 上
施設・設備等 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

印

狛 江 市 長 様

薬剤師 活動 報告 及び 職員 名簿

薬剤師会 支部名	所属支部等 責任者名	氏名	職 種	救護活動 期 間		救護活動場所	救護活動内容
				月 日	時 分		
				午前			
				午後	分から		
				午前			
				午後	分まで		
				月 日			
				午前			
				午前			
				午後	分から		
				午前			
				午後	分まで		
				月 日			
				午前			
				午前			
				午後	分から		
				午前			
				午後	分まで		
				月 日			
				午前			
計							



様式3

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害 時  
訓練

救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

印

狛 江 市 長 様

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢		住所	
職種	所属機関・団体名						
傷病名	程度			重傷・中等症・軽度		転帰	
外来・入院（ 月 日）			診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時			年	月	日	時	分
受傷（発病）場所							
受傷（発病）の状況							



災害時の歯科医療救護活動についての協定書

狛江市を「甲」とし、狛江市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、狛江市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、狛江市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 歯科医師     | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士    |       |
| (3) その他の補助事務 |       |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。



(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第6条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練等における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター内

乙 狛江市歯科医師会

代表者 会長 大中 由吉

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成10年2月16日付をもって締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、狛江市地域防災計画に基づき、甲が指定した後方医療施設に歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、被害状況により必要を認めたときは、前項による後方医療施設のほか、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に歯科医療救護所を設置する。

（費用弁償等）

第2条 前条により歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第3条 協定書第11条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療救護班診療記録」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式1に、「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式3）に「事故疾病者概要」（様式3-1）を添えて報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による様式1に「物件損傷等報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。
- (6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本実施細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成10年2月16日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 東京都狛江市

代表者 狛江市長 矢野 裕

東京都狛江市元和泉二丁目35番1号

あいとぴあセンター内

乙 狛江市歯科医師会

代表者 会長 大中 由吉

災害時における動物救護活動に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部及び公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部狛江地区防災担当部狛江市獣医師会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における飼育動物に対する救護活動（以下「活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害の発生に際し、狛江市内で甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（飼育動物）

第2条 この協定における飼育動物とは、当該被災地域内の一般家庭で飼育されている犬、猫及びその他小動物等の愛玩動物（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年条例第4号）第10条に規定する特定動物等及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に定める特定外来生物を除く。）をいう。

（動物救護所の設置）

第3条 甲は、被災動物及び飼主不明動物の保護収容をするため、動物救護所を設置するものとする。

2 前項の設置に関して、乙は、適切な助言等の協力をするものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、活動の要請が必要であると認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、災害の状況により口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付することができる。

（活動の履行）

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

（協力業務の内容）

第6条 乙の協力業務内容は、次のとおりとする。

- （1）被災動物の応急処置
- （2）飼い主不明動物の保護及び個体識別
- （3）受入可能な病院又は施設の選定、転送の要否決定及び連絡
- （4）動物の死亡確認

(活動終了報告)

第7条 乙は救護活動が終了した後、速やかに甲に対して動物救護活動終了報告書(第2号様式)により救護活動に関する報告を行うものとする。

(費用の弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が動物救護本部における活動を実施した場合に次の各号に規定する事項に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償

(損害賠償)

第9条 第4条の規定に基づき甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために負傷し、疾病にかかり若しくは死亡し、又は障害の状態になったときは、甲は、乙と協議のうえ、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害賠償を東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて行うものとする。

(活動の停止)

第10条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したとき、又は活動が極めて困難若しくは不可能と認める場合は、甲と協議して活動を停止することができる。

(訓練への参加)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定を実施するために、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第13条 この協定の期間は、協定締結から当年度3月31日までとする。ただし、協定期限満了の日1月前までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間自動更新されるものとし、以降同様とする。

平成25年3月15日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

代表者 狛江市長 高橋都彦

乙 東京都国分寺市東元町1丁目38番地47号  
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 木村 譲

東京都狛江市東野川二丁目21番14号  
公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部  
狛江地区防災担当部  
狛江市獣医師会

代表者 会長 岩田壮治

災害時における緊急医療救護所に関する協定

狛江市（以下「甲」という）、調布市（以下「乙」という。）、東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）との間において、災害時における緊急医療救護所の開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、丙が災害拠点病院として医療活動を実施する際、丙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して、緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定における緊急医療救護所とは、災害時等において丙の災害拠点病院としての機能を維持するため、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は、次のとおりとする。

所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

名称 東京慈恵会医科大学附属第三病院、慈恵第三看護専門学校、  
医学部医学科、医学部看護学科

（協力要請）

第4条 災害時等に、緊急医療救護所を開設する必要があるときは、甲及び乙は、丙に対し協力を要請する。ただし、丙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、緊急医療救護所を開設することができる。この場合、丙は速やかに甲乙へ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する協力要請の目的を達するため、甲乙丙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲乙丙は、あらかじめ協力内容について互いに協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、互いに報告するものとする。

（災害発生時の対応）



第7条 丙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲乙に対して施設等を提供するものとする。

2 丙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲乙と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

(訓練等)

第8条 丙が、緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙丙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1

調布市長 長友貴樹

丙 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

東京慈恵会医科大学附属第三病院 院長

谷口郁夫

災害時における井戸の使用に関する協力協定

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内及び調布市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における丙所有の井戸の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲又は乙は丙に対して、水の供給に関して協力を要請することができる。

2 丙は、甲又は乙から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、医療活動に支障のない範囲で、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（井戸水の供給）

第4条 井戸水の供給場所は、丙が指定し、甲及び乙は、当該場所に職員を派遣し、給水内容を確認のうえ、丙から引渡しを受けるものとする。なお、丙は可能な範囲で、給水作業等に協力するものとする。

（資器材等の備蓄）

第5条 甲及び乙は、災害時に給水活動を行うために必要な資器材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を、次条の規定により丙が提供する用地内に設置するものとする。

2 前項に定める内容を実施及び維持管理するために係る費用は、全て甲及び乙が負担するものとし、金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（用地の提供）

第6条 丙は、前条の規定により、甲及び乙が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第7条 自家発電用の燃料について、丙の備蓄分を使い果たした時点で、甲又は乙が補充するものとし、補充のために係る金額の配分については甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（訓練等）

第8条 丙が、応急給水訓練等を実施する場合は、甲及び乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、丙にあっては、管理課長の職にあたる者を連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第10条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲乙丙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成18年8月31日付けで締結した災害時における井戸の使用に関する協力協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年2月21日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

狛江市長 高橋 都彦

調布市小島町二丁目35番地1

乙 調布市

調布市長 長友 貴樹

狛江市和泉本町四丁目11番1号

丙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

院長 谷口 郁夫

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、アルフレッサ株式会社 調布支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市西原町一丁目5番地の1  
アルフレッサ株式会社 調布支店

支店長 金子 浩勝

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社スズケン 府中支店を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市四谷六丁目13番地の10  
株式会社スズケン 府中支店

支店長 本城 弘一

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、株式会社メディセオを「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。



平成26年3月11日

- 甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 東京都中央区二丁目7番15号  
株式会社メディセオ  
専務取締役東京支社長 嶋路 博昭

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、酒井薬品株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

- 甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 三鷹市野崎1丁目11番22号  
酒井薬品株式会社  
三鷹営業所 所長 柏崎 芳雄

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

狛江市を「甲」とし、東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、事前に狛江市薬剤師会等と協議した方法により協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品等
- (2) その他、甲が指定するもの

(医薬品等の引取り)

第5条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都府中市美好町一丁目38番4号  
東邦薬品株式会社 東京営業所 立川・府中営業所  
立川・府中営業所長 坂本 哲二

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ピーシーエムシー（店舗名称：アクアクララメトロポリタン）（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が製造又は調達可能な飲料水等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、飲料水等の供給の必要がある場合は、乙に対して、飲料水等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、飲料水等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第4条 飲料水等の引渡場所は、乙の狛江プラント（狛江市岩戸北三丁目1番17号）とし、引渡場所からの運搬は原則甲が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、災害時に乙が保有する在庫分については乙の負担とし、乙の負担に係るもの以外については甲の負担とする。

2 飲料水の取引価格は、災害発生の直前における販売価格とするものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、飲料水等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された飲料水等の代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては代表取締役にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北三丁目1番17号

株式会社ピーシーエムシー

代表取締役 朝倉 慎



災害時における米穀の供給に関する協力協定書

災害時における米穀の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と狛江市米穀商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する食料の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、米穀の必要数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「数量等」という。）を明確にして、乙に書面で要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、米穀の提供に可能な限り協力するものとし、組合員の店舗に対し、協力内容を通知するものとする。

2 乙は、組合員の店舗別の提供できる数量等を甲に報告し、納入場所への運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 米穀の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに数量等を甲に報告し、米穀代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された米穀代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までと

し、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年10月1日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

狛江市東和泉一丁目6番7号

狛江市米穀商組合

代表者 組合長 谷田部 一之

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社京王ストア（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都多摩市関戸一丁目7番地4  
株式会社 京王ストア  
代表者 代表取締役社長 内藤 雅浩

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と小田急商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。  
2 乙が提供する物資は食糧、飲料水、調味料、衣料品、日用品類等とする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。  
2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。  
2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

東京都世田谷区経堂二丁目1番33号  
小田急商事株式会社  
代表者 代表取締役 藤波 教信

災害時における生活必需品等物資の供給に関する協力協定書

災害時における生活必需品等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、狛江市（以下「甲」という。）と株式会社三和（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震・風水害その他の災害が発生し、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、狛江市地域防災計画に基づく物資確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、市民に対する物資の確保及び円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にして、乙に要請するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。

（協定単価）

第4条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、物資代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された物資代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

（補償）

第7条 甲は、第3条に規定する業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定期間及び自動更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除、または変更の申し出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年9月6日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙

神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

株式会社 三和

代表者 代表取締役 小山 克巳



災害時における物資の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市に地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、被災者に対して迅速かつ円滑に物資の供給を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対して、品目、数量、納品場所、納期等を文書で要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を乙の可能な範囲で行うものとする。

- （1） 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- （2） 段ボール製簡易ベット
- （3） その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資を配送する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平常時からの情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有し、その期間は平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長があった場合の協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、以後はこの例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

代表者 狛江市長 高橋 都彦

乙 神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目4番11号

大和紙器株式会社

代表者 代表取締役 小山 克巳

災害時における物資供給の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ユニリビング（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の確保について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

- 第2条 災害時において、甲は乙に対して、物資の提供及び運搬を要請することができる。
- 乙は、甲の協力要請に対して、物資の提供及び運搬に可能な限り協力するものとする。
  - 第1項に規定する乙が提供する物資は、別紙のとおりとする。

（協力の要請）

- 第3条 甲は、前条第1項の規定に基づき、乙に対して協力を要請する場合は、物資の品目、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項（以下「品目等」という。）を明確にしたうえで、乙に要請するものとする。
- 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、納入後、速やかに提供等を実施した品目等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定に基づく報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 物資の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

（費用の請求）

第7条 乙は、協力業務の完了後、物資代金及び所要の費用（以下「代金等」という。）を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の狛江店店長にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第9条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 高橋 都彦

乙 千葉県浦安市入船一丁目5番2号  
株式会社ユニリビング  
代表取締役社長 赤坂 祐一郎

災害時における畳の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）との間において、災害時における畳の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が開設する避難所等に対して、乙が協力して行う畳の提供等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、畳が必要であると認められる場合は、乙に対して、乙の保有する畳の提供を要請すること（以下「提供要請」という。）ができるものとする。  
2 乙は、甲から提供要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に対して提供要請するときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における畳提供要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日、要請書を提出することができるものとする。

- （1）納入日時
- （2）納入場所
- （3）数量
- （4）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により提供要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な畳の提供措置（以下「提供措置」という。）を講ずるものとする。  
3 畳の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（費用）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用（運搬費及び人件費を含む。）は、無償とする。ただし、利用後の処分については、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者、担当者、連絡先等（以下「連絡先等」という。）を災害時における畳の提供に関する協定連絡先（第2号様式）により定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(訓練)

第6条 乙は、本協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、提供措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該提供措置に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月18日

甲 住 所 東京都狛江市和泉本町1-1-5  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 住 所 埼玉県川越市三光町3-2  
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会  
関東地区委員長 岡田 暁夫

災害時における畳の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市畳工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における畳の提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請する。

- （1）避難所等で利用するための畳の提供及び運搬
- （2）避難所等で利用した後の畳の処理
- （3）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、速やかに甲に報告し、費用等を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用等については、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（単価等）

第5条 畳の単価は、災害発生直前における小売単価とし、畳の提供及び運搬等にあたり生じた費用は甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の本協定の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。



(情報交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新するとともに、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

甲 東京都狛江市和泉本町1-1-5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市和泉本町3-23-39

狛江市豊工業組合

組合長 名古屋 英男

災害時におけるストーマ装具等の調達業務に関する協定書

狛江市を「市」とし、有限会社 東京オストミーセンターを「事業者」とし、市と事業者間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市が行う災害時におけるストーマ装具等の調達業務に対する事業者の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 市は、災害時におけるストーマ装具等の確保を図るため、ストーマ装具等を調達する必要が生じたときは、事業者に対し、協力を要請することができる。

2 市は、前項の要請は、ストーマ装具等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 事業者は、前条の規定に基づき、市から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を市に連絡するものとする。

(ストーマ装具等の範囲)

第4条 市が提供を要請するストーマ装具等の範囲は次のとおりとし、事業者において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となるストーマ装具等
- (2) その他、市が指定するもの

(ストーマ装具等の引取り)

第5条 ストーマ装具等の引取りの場所については、市と事業者が協議し、当該場所において品目及び数量を確認の上、市はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 ストーマ装具等の搬送については、事業者が行うものとする。ただし、事業者の搬送経路の確保について、市は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第7条 市は、事業者の協力により調達されたストーマ装具等の代金は、物資を災害救助法に基づく救助に使用した場合は市が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が、その実費を負担するものとする。

(請求及び支払)

第8条 事業者は、納入後、速やかに品目等を市に報告し、ストーマ装具等の代金及び所要経費を市に請求するものとする。

2 市は、事業者に請求されたストーマ装具等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第9条 市及び事業者は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 市及び事業者は、互いに連絡責任者をおき、市にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、事業者にあっては代表者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第10条 市は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、市及び事業者が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、市及び事業者のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

市と事業者とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月6日

市 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長職務代理者  
狛江市副市長 水野 穰

事業者 東京都品川区五反田二丁目10番8-202号  
有限会社 東京オストミーセンター  
代 表 大村 裕子

災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店（以下「乙」という。）及び船山株式会社 東京本店（以下「丙」という。）は、災害時におけるアウトドア用品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能なアウトドア用品等を丙が迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が丙に供給要請をすることのできるアウトドア用品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給要請）

第3条 甲は、災害時において、アウトドア用品等の供給の必要がある場合は、丙に対して、供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、アウトドア用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 丙は、前項の要請を受けた場合、乙に対して報告し、優先して供給できるアウトドア用品等を調達するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 アウトドア用品等の引渡場所は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第2条 アウトドア用品等の単価は、災害時における小売単価とする。

（請求及び支払）

第7条 丙は、アウトドア製品等の引渡し後、速やかにアウトドア製品等の代金及び所要経費を

甲に請求するものとする。

2 甲は、丙に請求されたアウトドア用品等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲、乙及び丙は、それぞれに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当課長にあたる者を、丙にあつては担当課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号  
代々木1丁目ビル8階  
代表取締役社長 赤坂 祐一郎

株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店  
常務執行役員 吉田 良治

丙 東京都中央区月島二丁目 20 番 15 号  
船山株式会社 東京本店  
取締役本店長 多田 奈美

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグ（以下「乙」という。）は、災害時における日用品及び衛生用品等（以下「生活物資等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な生活物資等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる生活物資等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、生活物資等の供給の必要がある場合は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、生活物資等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 生活物資等の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 生活物資等の単価は、災害発生直前における小売単価とする。



(請求及び支払)

第7条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、生活物資等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された生活物資等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては管理部長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都府中市若松町一丁目38番1号

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 貞方 宏司

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「乙」という。）は、災害時における日用品、衛生用品等（以下「生活物資等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な生活物資等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる生活物資等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、生活物資等の供給の必要がある場合は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、生活物資等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、可能な範囲で、他の業務に優先して甲に協力するよう努めるものとする。

（引渡し等）

第5条 生活物資等の引渡場所は、狛江市内の乙の店舗とし、引渡場所からの運搬は原則甲が甲の負担で行うものとする。

2 引渡後の生活物資等に生じた滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、甲の負担とする。

(費用の負担)

第6条 生活物資等の単価は、原則として、災害発生直前における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、生活物資等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された生活物資等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては代表取締役にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

2 甲又は乙は、相手方への1箇月前までの書面通知により、この協定を解約できる。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役社長 塚本 厚志

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な非常用電源、照明機器、仮設トイレその他のレンタル資機材（以下「資機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において資機材が必要な場合は、乙に対し資機材の提供について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合は、レンタル資機材供給協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに乙にレンタル資機材供給協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、資機材を可能な限り優先的に提供及び運搬に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による協力的に対応するため、保有資機材の供給可能な体制の維持に努めるものとする。

3 乙は、道路不通等により資機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対応について甲と協議するものとする。

（資機材の引渡し）

第4条 資機材の引渡場所は、甲乙協議の上で決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、資機材を確認の上で引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 資機材の対価及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 資機材の対価及び運搬に係る費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。

(請求及び支払)

第6条 乙は、資機材の引渡し後、速やかに資機材の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第7条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては西東京支店長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定の有効期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。この場合において、その後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月10日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号  
朝日ビルヂング7F

株式会社アクティオ

代表取締役 小沼 直人



災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における民間賃貸住宅の情報提供等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認めるときは、民間賃貸住宅の情報提供等の協力を要請する。

2 甲は、前項に定める要請について、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、前条に定める要請があった場合、可能な範囲で甲に協力する。

2 乙は、本協定に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）から収集した民間賃貸住宅に関する情報又は協力会員の名簿等に関する情報について、甲に対して提供する。

3 乙は、平時から乙の会員に対して、本協定の周知を図る等、体制の整備に努めるとともに、災害時等においては、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に実施するため、あらかじめ連絡責任者等を含め、緊急連絡先等に関する情報を交換するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月13日

甲 東京都狛江市和泉本町1-1-5

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都調布市国領町1-46-15

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部

支 部 長 齊藤 仁志

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の各号の事項を目的とする。

- 1 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- 2 甲及び乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 狛江市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 狛江市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWN

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲及び乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定による地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項の規定による乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲及び乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定による住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲が広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲及び乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上，本協定の成立を証するため，本書 2 通を作成し，甲及び乙それぞれ記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 29 年 9 月 19 日

甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
市長 高橋 都彦

乙) 東京都千代田区一丁目 1 番 1 号  
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部  
統括部長 前岡 功成

災害時における被災者支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）被災者の生活再建を図るための総合的な相談
- （2）被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること。
- （3）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談の対象は、次に掲げる者とする。

- （1）災害により被害を受けた狛江市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に規定する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認められたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談の報告を甲から求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、相談者からは報酬を受け取らないものとする。

(消耗品の費用負担)

第9条 乙が行政書士業務相談を行うに当たり、要した消耗品に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(消耗品費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、業務終了後、速やかに前条2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した行政書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を定めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項は，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本協定書 2 通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 2 月 26 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長

乙 東京都調布市仙川町一丁目 7 番地 1  
ライブスクエア仙川 202  
東京都行政書士会調布支部  
支 部 長



災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

昭和 57 年 12 月 1 日締結  
改正 平成 27 年 3 月 1 日

狛江市（以下「甲」という。）と狛江市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第 3 条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- （1）狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- （2）倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- （3）倒壊建物等の解体及び撤去に関すること。
- （4）その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第 4 条 甲は、乙に対し第 2 条第 1 項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第 5 条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の会員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第 6 条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 7 条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第 8 条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第 9 条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和57年12月1日

東京都狛江市長 吉岡 金四郎

狛江市建設業協会会長 渡辺 一郎

付 則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東和泉一丁目25番22-105号  
狛江市建設業協会  
会 長 金沢 俊夫

災害時における障害物除去等の応急措置に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と狛江造園組合（以下「乙」という。）は、災害時における障害物除去等の応急措置に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における障害物除去等の応急措置（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して協力業務の実施を要請することができる。

2 乙は前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請に応えるものとする。

（協力内容）

第3条 災害時において、甲が乙に対して要請することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 狛江市緊急道路障害物除去路線及びその他甲が必要と認めた路線における障害物の除去に関すること。
- (2) 倒壊建物等からの救出救助活動への支援に関すること。
- (3) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対し第2条第1項の規定により協力業務の実施を要請するときは、災害現場の状況により必要な人員、資機材、実施場所等を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により、要請を受けた乙は、乙の組合員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

（業務の実施）

第5条 前条の要請により、甲の指定する場所に到着した乙の組合員は、甲の職員の指示により協力業務を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに応急措置を行うことができる。

（報告）

第6条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、乙が協力業務に要した人員、資機材等の費用について負担する。

（協定単価）

第8条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都工事設計労務単価及び東京都工事設計資材単価等の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求）

第9条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し協力業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先等の交換)

第10条 第2条に規定する要請を円滑にするため、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲からの協力要請に備え、災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び連絡体制について、定期的に甲へ連絡するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成20年1月29日付けで締結した災害時における障害物除去等の応急措置に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市東野川四丁目19番6号  
狛江造園組合  
組合長 高木 生一

災害時における水道施設及び下水道施設の応急措置に関する協定書

狛江市と管工事組合（以下「組合」という。）は、災害応急措置を必要とする大規模な風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命の安全と生活を維持するため、相互の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 狛江市は、災害が市内に発生した場合又は発生する恐れのある場合に、市民の生命と財産を守り、生活を保障することを基本的な施策とし、被害の応急工事の実施及び災害復旧を図るなど応急措置について、市独自の計画を作成し、その推進を図るとともに、組合の積極的な協力を得ることにより、その実現に努力する。

（協力）

第2条 組合は、市内に災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、市民の生活維持に協力することを基本的な責務と考え、狛江市長（以下「市長」という。）の要請に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 組合に対する市長の要請手続は、組合側の連絡体制によるものとし、その要請は、狛江市建設部長が担当する。ただし、状況により狛江市各部の部長から組合に対し要請する場合もあることとする。

2 前項の要請にあたっては、その災害現場の状況により必要な人員、機材等について要請するものとする。

（活動業務）

第4条 市長の要請により、指定場所に到着した組合員は、市職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 組合長は、災害の状況により緊急を要すると判断し、市長の要請を待たずに応急作業を実施した場合は、初動後、直ちに市長に対し、応急作業の概要を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 組合長は、作業終了後狛江命に対し、応急作業に要した資機材等の所要経費を請求するものとする。

2 狛江市は、前項の所要経費を速やかに支払うものとする。

（供与）

第6条 市長は、協会の同意のもとに会員の事務所又は店頭に掲示するため「狛江市災害応急措置協力員」の看板を供与する。

（公務災害補償）

第7条 市長の要請により出動した組合員に人身事故が発生し、その会員に「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用がなされない場合は、「東京都市町榊消防団員等災害補償等組合補償条例」（昭和41年条例第8号）の規定に準じて狛江市が補償するものとする。

(協議)

第8条 この協力協定の実施に関して必要な事項及び協定以外の手続については、その都度狛江市と組合との両者が協議して定めるものとする。

(付則)

第9条 この協力協定は、平成7年9月1日より効力を有するものとする。

この協力協定成立を証するため、当事者は、記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成7年9月1日

東京都狛江市長 石井三雄

狛江市管工事組合長 絹山孝一

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）（以下「乙1」から「乙29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依

頼する。

- 2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。
- 3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。
- 4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

- 5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容(支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員)について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

- 2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者(以下「指揮者」という。)が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

- 2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。



(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙29までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙29まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 32 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都公営企業管理者 下水道局長	石原 清次
乙 1	東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市長	石森 孝志
乙 2	東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市長	清水 庄平
乙 3	東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号 武蔵野市長	邑上 守正
乙 4	東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市長	清原 慶子
乙 5	東京都青梅市東青梅一丁目 11 番 1 号 青梅市長	浜中 啓一
乙 6	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	白井 伸介
乙 7	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友 貴樹
乙 8	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪 丈一

- 乙 9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号  
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙 10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地  
小平市長 小林 正則
- 乙 11 東京都日野市神明一丁目 12 番 1 号  
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 12 東京都東村山市本町一丁目 2 番 3 号  
東村山市長 渡部 尚
- 乙 13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番 1 号  
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番 1 号  
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地  
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市長 高橋 都彦
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地  
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
清瀬市長 渋谷 金太郎

- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号  
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1  
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番 1 号  
多摩市長 阿部 裕行
- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地  
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番 1 号  
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地  
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号  
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地  
瑞穂町長 石塚 幸右衛門
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地  
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1  
檜原村長 坂本 義次

乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6  
奥多摩町長 河村 文夫

丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号  
公益財団法人 東京都都市づくり公社  
理事長 大原 正行

丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号  
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

災害時における復旧支援協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づく協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- （1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- （2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は狛江市環境部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部東京都部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第 3 条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲及び乙が合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合は、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦 ㊟

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司 ㊟

災害時における応急対策業務協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合狛江支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により狛江市内で大規模な災害が発生した場合に、狛江市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（業務）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる業務について、協力要請することができるものとする。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関する労務提供及びそれに要する資機材の提供に関すること。
- (2) 避難施設及び市施設の応急危険度判定及び応急修繕に関すること。
- (3) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

（要請手続等）

第4条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 甲の協力要請を受けた乙は、乙の会員に対し、その内容を速やかに指示、伝達するものとする。

3 甲は、乙に対して協力を要請するいとまがないと認めるときは、直接、乙内の災害時等応急活動団体（まちの救助隊「チームNAMA ZU」）に登録された会員に要請することができる。

（資機材等提供リストの提出）

第5条 乙は、甲からの協力要請に備え、資機材等提供リスト（以下「リスト」という。）を作成し、定期的に甲へ提出するものとする。

2 リストには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害応急活動に従事する人員及び連絡先
- (2) 災害時における調達可能な資機材
- (3) その他必要な事項



(費用負担及び労務賃金の額)

第6条 甲は、第4条の規定により乙が資機材等の提供に要した費用を負担するものとする。この場合において、労務賃金の額は、東京都工事設計労務単価等により算出し、東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第47号）に準ずる額を加算し、甲と乙が協議のうえ決定した額を支払う。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条の規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第8条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、狛江市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成25年9月18日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年9月18日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市猪方三丁目25番37号

東京土建一般労働組合狛江支部

執行委員長 菅原節雄

災害時における応急活動の協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部（以下「乙」という。）は、狛江市内に地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する搬送車両（運転者を含む。）の供給及び物資の搬送の応急活動並びに応急措置として障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペースの提供（以下「応急活動等」という。）を実施する際の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲は、大規模災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し応急活動等に関する協力を依頼するものとし、乙は、当該依頼を受けたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

（協力依頼の手続）

第2条 甲は、狛江市の区域内に大規模災害が発生した場合において、十分な応急措置を実施するために必要があると認めるときは、乙に対して、応急活動等に関する協力を依頼することができる。

2 甲は、前項に規定する依頼をしようとするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした災害時応急活動等協力依頼書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急の場合は、次に掲げる事項を口頭で伝えることをもって、これに代えることができることとし、当該応急活動等が終了した後、速やかに災害時応急活動等協力依頼書を乙に提出するものとする。

- (1) 応急活動等の場所
- (2) 応急活動等の内容
- (3) 撤去物等が発生した場合の搬送先
- (4) 物資の搬送を行うときは、供給を要する搬送車両の台数及び運転者の人数並びにその搬送先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動等に関し必要な事項

（応急活動の実施）

第3条 乙は、前条第1項に規定する依頼により応急活動の場所に出動したときは、甲の指示に従い応急活動等をするものとする。ただし、その指示を受け難い特別の理由があるときは、乙が自ら同条第2項各号に掲げる事項に基づいて応急活動等を実施するものとする。

2 乙は、応急活動等が終了したときは、速やかにその活動状況を災害時応急活動等協力状況報告書（様式第2号）に取りまとめ、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する依頼により要した費用は、甲の予算の範囲内で、法令で定める手続に則って甲が負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条に規定する費用の額が確定したときは、所定の書面に経費明細書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第6条 甲は、乙の業務に従事する者が、第2条第1項の依頼に基づき応急活動等に従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用してこれを補償しなければならない。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受け、又はその原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、甲は、その価額の限度において補償の義務を免れるものとする。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(守秘義務)

第9条 乙は、応急活動等を行うに当たって知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
代表者 狛江市長

乙 東京都調布市八雲台一丁目3番5号  
一般社団法人 東京都自動車整備振興会  
調布多摩川支部  
代表者 支 部 長

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と大久保商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

- 第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における契約単価を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

- 第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市中和泉三丁目29番15号

大久保商事株式会社

代表取締役 大久保 幸二

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京コスモ石油協同組合狛江一の橋サービスステーション（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における小売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事した者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目12番28号  
東京コスモ石油協同組合  
狛江一の橋サービスステーション  
所 長 夏掘 幸介

災害時における応急燃料供給業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における応急燃料の供給業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策に必要な応急燃料の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策のための燃料（緊急車両、自家発電及びその他の燃料等を含む。以下「燃料等」という。）を調達する必要があるときは、乙に対し燃料等の供給を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、場所、その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙から燃料等の供給を受けたときは、その費用を負担する。

（協定単価）

第5条 前条の燃料等の単価は、原則として災害発生直前における単価契約を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する費用について、納品書を添えて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の交換）

第7条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。



(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合同条第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第11条 平成19年8月1日付けで締結した災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

平成26年6月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号  
株式会社 ニシヤマ  
代表取締役 西山 嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と調布狛江LPガス商工組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- (2) 甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) プロパンガス等の提供
- (2) プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都調布市国領町五丁目50番1号  
調布狛江LPガス商工組合  
組合長 戸坂哲也

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ニシヤマ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- (2) 甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) プロパンガス等の提供
- (2) プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市岩戸北四丁目19番11号  
株式会社ニシヤマ  
代表取締役 西山嘉則

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と野村燃料店（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるプロパンガス、ガスホース等の炊出し活動等に火力を得るため必要な物品（以下「プロパンガス等」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が乙に対して行う協力要請は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に、被災者が避難所等において炊出し活動等を必要とするときは、甲は乙にプロパンガス等の供給を要請することができる。
- (2) 甲は乙に協力を要請する場合は、日時、数量、納入場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) プロパンガス等の提供
- (2) プロパンガス等の運搬、設置及び指導

3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、プロパンガス等の納品場所に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、甲の職員が派遣されていないときは、同条第1項第2号に規定する要請内容のとおりにプロパンガス等を納入するものとする。

2 乙は、前項の規定によるプロパンガス等の納入に当たっては、十分な安全性を確保したうえで、プロパンガス等を設置するものとする。

3 乙は、安全性を確保するために納入場所で当該プロパンガス等を扱う者に対して十分な指導を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。



(協定単価)

第7条 前条に規定する費用の額は、乙又は事業所が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、プロパンガス等の代金及び所要費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(数量等の報告)

第9条 乙は、この協定の締結にあたり、供給することのできるプロパンガス等の数量等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務局の担当者にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(災害補償)

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第14条 平成19年8月19日付けで締結した災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協力協定書は、この協定書の締結をもって廃止する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月28日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市中和泉五丁目18番26号  
野村燃料店  
店主 野村信夫

災害時における緊急輸送業務に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃
- (2) 甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- (3) その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、東京都と一般社団法人東京都トラック協会が締結した災害応急対策用貨物自動車供給契約書による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務の完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙の事務長にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、自己の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に自己の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成19年9月20日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年5月23日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都国立市北三丁目27番11号

東京都トラック協会多摩支部

支部長 星 信久

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に必要な軽貨物自動車の供給等に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な輸送業務の一環として、緊急輸送用車両の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し緊急輸送業務（以下「業務」という。）に必要な軽貨物自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに車両等を供給し、業務を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、日時、業務内容、車両数及び運転者その他必要な事項を明らかにしたうえで、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、業務に要した費用について負担する。

2 前項の甲が負担する費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が提供した車両等の運賃
- (2) 甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金
- (3) その他甲が負担すべき費用

（協定単価）

第6条 前条に規定する費用の算出にあたっては、赤帽運賃料金の時間制運賃料金による運賃等の算出の例によるものとし、甲乙が協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務完了後、甲に対し業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては多摩支部長を当該連絡責任者とする。

(連絡先等の交換)

第9条 第2条に規定する要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

2 乙は、甲に供給できる車両等の台数その他必要な事項について、定期的に甲に報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、事故発生後速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成19年9月20日付けで締結した災害時における緊急輸送業務に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋 都彦

乙 東京都小平市回田町19番地4

赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部

支部長 佐野 照三



災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と小田急バス株式会社狛江営業所（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市中和泉五丁目 17 番 23 号  
小田急バス株式会社狛江営業所  
所長 鈴 木 博 英

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- （7）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目 45 番 19 号  
武州交通興業株式会社  
代表取締役 馬 場 文 彦

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とイースタンモーターズ調布株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。



(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都江東区新木場二丁目 4 番 3 号  
イースタンモーターズ調布株式会社  
代表取締役 古 知 愛 一 郎

災害時における輸送等の協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンキャブ（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に要請することができる。

- （1）高齢者や障がい者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- （2）傷病者等の医療機関への輸送
- （3）災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- （4）支援物資等の避難所等への配送
- （5）道路等の被害状況の情報提供
- （6）その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限りは、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。

（要請の方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

（協定単価）

第6条 前条の費用は、災害時直前における国土交通省の認可を受けた狛江市内における運賃（東京都多摩地区運賃表の金額）を基礎として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 1 日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長 高 橋 都 彦

(乙) 東京都狛江市西野川一丁目 17 番 3 号  
株式会社グリーンキャブ  
代表取締役 高 野 公 秀

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイアール東日本物流狛江物流センター（以下「乙」という。）は、災害時における協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- （1） 乙が管理する施設の賃借
- （2） 乙が管理する資機材等の提供
- （3） 甲が指定する物資等の配送
- （4） 甲が指定する物資等の集積施設の運営又は運営補助
- （5） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、可能な範囲内で、協力業務を実施するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の実施する協力業務に要する費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（報告等）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、甲に対して、その結果等を報告するとともにその費用等を請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された費用について、その内容を確認のうえ、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

（平常時の相互協力）

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平常時から相互に連携を図るものとする。

(連絡調整等)

第7条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡責任者を設置することとし、甲にあつては防災所管課長とし、乙にあつては本協定の担当職にあたる者とする。  
2 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新することとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法令第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年5月12日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都狛江市和泉本町三丁目28番1号

株式会社ジェイアール東日本物流  
狛江物流センター

所長 山脇正明

災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月24日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
甲 狛江市  
狛江市長 高橋都彦

東京都狛江市東野川二丁目14番2号  
乙 株式会社加藤商事  
代表取締役 加藤 敬



災害時におけるし尿の収集等の実施に関する協力協定書

狛江市（以下「甲」という。）と日本衛生興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿の収集及び運搬（以下「し尿の収集等」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「し尿収集車両等」という。）の供給及びし尿の収集等の実施を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 災害時に、狛江市内の公園、避難所、その他公共施設等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、甲は乙に対し、し尿の収集等の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を実施する日時、場所、し尿収集車両等の数量、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、保有するし尿収集車両等の範囲内で協力するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等の実施を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは第2条の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは第2条の要請内容のとおり、し尿の収集等を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した経費について負担する。

（協定単価）

第7条 前条に規定する経費の額は、災害発生直前におけるし尿収集運搬料金の単価によるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、し尿の収集等に係る経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(供給可能なし尿収集車両等の数量等の報告)

第9条 乙は、甲に供給することのできるし尿収集車両等の数量、その他必要な事項について、この協定締結後、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局の担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第15条 平成19年8月30日付けで締結した「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定書」は、この協定書の締結をもって廃止する。

上記協定の証として本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年1月24日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
甲 狛江市  
狛江市長 高橋都彦

東京都世田谷区砧五丁目1番1号  
乙 日本衛生興業株式会社  
代表取締役 河原満良

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合多摩府中南支部（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図るために乙が行う理容サービス業務（以下「協力業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ、引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（協力業務の内容）

第3条 乙の協力業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第1項に規定する理容とする。

2 前項の規定にかかわらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、協力業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（協力業務の提供者）

第4条 協力業務の提供者は、理容師法第5条の2に規定する理容師免許を有する者で、乙の組合員及び乙の組合員の経営する理容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（協力業務を受けることができる者）

第5条 協力業務の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に避難している者。ただし、既に就労している者を除く。
- (2) 避難所に避難している者のうち、身体的理由により理容所へ出向くことが困難な状態で、かつ、避難生活が長期化している者

（協力の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し協力業務の提供を要請することができる。

- 2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに要請事項に応えるものとする。

(要請方法)

第7条 前条の要請は、原則として理容サービス業務の提供要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに理容サービス業務の提供要請書を提出するものとする。

(協力業務の報告)

第8条 乙は、協力業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認のうえ、協力業務に要した費用について負担する。

(協定単価)

第10条 乙の協力業務の提供に係る費用は無料とする。ただし、化粧品等の消耗品(以下「消耗品」という。)に係る費用は甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の額は、当該消耗品の災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は、協力業務の完了後、甲に対し、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品に係る費用を明細書添付のうえ請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(連絡先の交換)

第12条 第3条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(損害賠償)

第15条 甲は、その責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(旧協定書の廃止)

第17条 平成21年4月1日付けで締結した災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定は、この協定書の締結をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

狛江市長 高橋都彦

狛江市和泉本町四丁目7番27-105号

乙 東京都理容生活衛生同業組合

多摩府中南支部

狛江地区長 関 幸一

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合  
多摩府中南支部狛江地区長 様

狛江市災害対策本部長  
狛江市長

災害時における避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定第7条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希望実施日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
実施場所	
業務内容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備考	

【連絡先】

狛江市災害対策本部 \_\_\_\_\_ 部  
\_\_\_\_\_ 課・班

担 当 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

F A X ( ) \_\_\_\_\_

メー ル \_\_\_\_\_

理容サービス業務の提供報告書

狛江市災害対策本部長  
 狛江市長

あて

東京都理容生活衛生同業組合  
 多摩府中南支部狛江地区長

年 月 日付け理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

実 施 日 時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
実 施 場 所	
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人
	1 散 髪 うち 人
	2 洗 髪 うち 人
	3 顔剃り うち 人
業 務 提 供 者	住所 氏名
備 考	

担 当 \_\_\_\_\_  
 電 話 ( ) \_\_\_\_\_  
 F A X ( ) \_\_\_\_\_  
 メール \_\_\_\_\_

災害時における協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と東京多摩葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において地震、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生により、甲に災害対策本部が設置された場合（以下「災害時」という。）に、多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した際に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について乙に要請する。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車、霊きゅう車等による埋火葬場等への遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して甲の指示に従い協力業務を行う。ただし、次条において甲が協力を要請した期日若しくは期間を超えた場合又は超える見込みがある場合は、改めて協力を要請する期日若しくは期間を甲及び乙で協議をするものとする。

（協力業務の要請方法）

第3条 前条に規定する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った担当者の氏名等
- (2) 要請の内容
- (3) 要請の理由
- (4) 履行の場所
- (5) 協力を要請する期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、次の各号に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告する。

- (1) 実施業務内容
- (2) 遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の使用数量並びに当該作業の従事者
- (3) 遺体安置等に使用した施設（葬儀式場等）
- (4) 作業をした期日又は期間
- (5) その他必要と認められる事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認のうえ、甲の要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担する。



(経費の請求)

第6条 乙は、前条に規定する経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、原則として一括して行う。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行ったときは、乙は、その経費について当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定による請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

(価格の決定)

第8条 遺体の収容及び安置に使用した機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)に基づく基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援態勢及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては、防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては、乙の事務局又は株式会社沖田ダイイチの担当職にあたる者を当該連絡責任者とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第12条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、第10条に規定する連絡責任者及びこの協定により協力業務を行うことができる乙の会員名簿を、甲に通知する。第15条の規定により、この協定の有効期間を更新したときもまた同様とする。

(補償)

第14条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年8月8日

(甲) 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
代表者 狛江市長 高橋都彦

(乙) 東京都三鷹市上連雀二丁目5番15号  
東京多摩葬祭業協同組合  
代表者 理事長 金子重明

防災用品のあっせんに関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚と防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品をあっせんすることを目的とする。

（あっせん品目及び価格）

第2条 あっせん品目及び価格は、別表に定めるものとする。

2 あっせん品目及び価格は、甲と乙の協議により、年度途中であっても変更することができるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し、周知する。

（乙の責務）

第4条 あっせん事業における乙の責務は、次のとおりとする。

- （1） 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行い、必要がある場合は、甲又は市民等に対してあっせん物品の説明やデモンストレーションを行う。
- （2） 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、申込者へ宅配する。なお、配送は狛江市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。
- （3） 乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行する。
- （4） 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告する。
- （5） 申込者の個人情報について、乙は狛江市個人情報保護条例を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第5条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協議）

第6条 この協定書の事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した年度内とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の翌年度の1年間、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
東京都狛江市  
代表者 市長 高橋 都彦

乙 東京都葛飾区金町二丁目8番20号  
社会福祉法人 東京コロニー  
代表者 理事 鬼頭 克介

災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定書

狛江市（以下「甲」という。）、日産プリンス西東京販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が互いの協力により、狛江市内に大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、指定避難所等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行うことにより、指定避難所等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合において、給電業務のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、電気自動車の貸与等の協力要請について「別記様式」により、乙に対して、協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（電気自動車の貸与）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。

4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

(1) 乙が定める使用条件(「リーフモニターについての確認事項」を含む)を守り、安全な場所及び方法で使用する。

(2) 電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡し、対応を協議する。

(賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた店舗の充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(訓練への協力)

第8条 乙及び丙は、甲が実施する給電業務に関する訓練に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を乙及び丙が要する費用は、原則として乙及び丙の負担とする。

(電気自動車等の情報提供)

第9条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、適宜提供可能範囲において、甲に提供する。

(連絡調整)

第10条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ指定した者が行う。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(細目)

第12条 その他、この協定に関して必要な事項については、細目において定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各者1通を保有する。

令和元年 12月1日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長

乙 東京都三鷹市下連雀五丁目9番13号  
日産プリンス西東京販売株式会社

代表取締役社長

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号  
日産自動車株式会社

首都圏リージョナルセールスオフィス 部長

災害時における電動車両等の支援に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、狛江市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について災害時における電動車両等の供給要請書（様式第1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の数量・種類について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。

ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。



(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、狛江市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は，甲，乙及び丙が協議の上，定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は，協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし，この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに，甲，乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り，有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書を 3 通作成し，甲乙丙それぞれ署名の上，各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 2 月 14 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号  
狛江市  
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都目黒区鷹番 1 丁目 4 番 7 号  
東日本三菱自動車販売株式会社  
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号  
三菱自動車工業株式会社  
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

災害時における相互連携に関する基本協定

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3） 乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断、道路復旧の情報を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1） 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月1日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

甲 狛江市

市長

松原 俊雄

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社支社長

鳥越 千尋

災害時におけるアウトドア用品等の供給に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店（以下「乙」という。）及び船山株式会社 東京本店（以下「丙」という。）は、災害時におけるアウトドア用品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能なアウトドア用品等を丙が迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が丙に供給要請をすることのできるアウトドア用品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給要請）

第3条 甲は、災害時において、アウトドア用品等の供給の必要がある場合は、丙に対して、供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、アウトドア用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 丙は、前項の要請を受けた場合、乙に対して報告し、優先して供給できるアウトドア用品等を調達するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙及び丙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 アウトドア用品等の引渡場所は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 アウトドア用品等の単価は、災害時における小売単価とする。

（請求及び支払）

第7条 丙は、アウトドア製品等の引渡し後、速やかにアウトドア製品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、丙に請求されたアウトドア用品等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲、乙及び丙は、それぞれに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲、乙及び丙は、それぞれに連絡責任者を置き、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては担当課長にあたる者を、丙にあつては担当課長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号  
代々木1丁目ビル8階

株式会社ロゴスコーポレーション 東京支店

常務執行役員 吉田 良治

丙 東京都中央区月島二丁目20番15号

船山株式会社 東京本店

取締役本店長 多田 奈美

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

狛江市を「甲」とし、一般社団法人 日本福祉用具供給協会を「乙」とし、甲と乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が福祉避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における介護用品等の確保を図るため、介護用品等の供給の必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、介護用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(介護用品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する介護用品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) ベッド
- (2) 車椅子
- (3) 杖
- (4) 歩行器
- (5) エアマット
- (6) マットレス
- (7) ポータブルトイレ
- (8) 吸引器
- (9) その他甲が指定するもの

(介護用品等の引取り)

第5条 介護用品等の引取りの場所については、甲と乙が協議し、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 介護用品等の搬送については乙が行うものとし、搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。ただし、乙の対応が難しい場合、甲が協力して搬送を行うものとする。



(経費の負担)

第7条 甲は、乙から供給された介護用品等の代金、乙が負担した搬送の経費等甲からの要請に基づく対応に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により購入することができるものとする。

3 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(請求及び支払)

第8条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、介護用品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された経費については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第9条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては東京ブロック事務局と本部事務局の本件管理者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

令和2年 12月 25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 小野木 孝二

災害時におけるバス利用に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ベストワーク旅行事業部（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者の避難所への輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が手配するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。
- (2) 乙が手配するバスを市が指定する場所に避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（災害時の情報提供）

第7条 災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書（第2号様式）により甲へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(有効の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義が生じた場合、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 松原 俊雄

乙 調布市国領町三丁目3番20号  
よろずやビル202号  
株式会社ベストワーク旅行事業部  
取締役旅行事業部長 浅香 智子

災害時における避難行動要支援者の移送支援に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とティガリアルエステート株式会社介護事業部介護タクシーのむつみ（以下「乙」という。）との間において、災害時における避難行動要支援者の移送支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、「地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」（以下「災害時」という。）において、甲が行う避難行動要支援者への支援活動等に対する乙の支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 支援の内容は、災害時における避難行動要支援者の移送等とする。

2 本協定に基づく支援対象者である避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に支援が必要であると認めるときは、支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

2 甲が乙に支援を要請できる範囲は、甲の区域内、又は市内から市外の医療機関等までの間とする。

3 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で支援を行うものとする。

（報告及び請求）

第4条 乙は、支援が終了したときは、速やかに終了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、支援の内容等に応じ別紙に定める積算方法により費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求に基づき、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲の要請により、乙が行った支援に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該支援に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該支援に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の義務を免れるものとする。

（災害時の情報共有）

第6条 甲及び乙は、支援の実施期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努める

ものとする。この場合において、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、支援に関わり知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 松原 俊雄

乙 狛江市中和泉五丁目34番6号第一伸和荘103

ティガリアルエステート株式会社介護事業部  
介護タクシーのむつみ部長 千葉 伸嘉

## 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、狛江市を「乙」、東日本電信電話株式会社を「丙」とし、甲、乙及び丙の間において、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

## （利用範囲）

第3条 甲及び乙が、丙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
NTT中央研修センタ	調布市入間町 一丁目44番	武道館	622.08 m <sup>2</sup>
		7号館横駐車場	駐車台数 25 台

## （目的外利用の禁止）

第4条 甲及び乙は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

## （情報の交換）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 2 丙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲及び乙に報告する。

## （連絡担当者等の指定）

第6条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時において速やかに相互に連絡を取るものとし、丙との連絡調整は甲が行うものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、第1項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

第7条 甲及び乙は、災害時において、緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合には、開設の時期等について相互に調整した上で、甲及び乙を代表して甲が開設の要請を行うものとする。

2 丙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。

3 甲、乙及び丙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲及び乙は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲及び乙は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営について、丙は甲及び乙に協力するものとする。

3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲及び乙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

第11条 甲及び乙は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 丙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

3 第3条の利用範囲のうち武道館内は、土足禁止とする。

(費用負担)

第12条 丙は、第3条に定める本件施設を甲及び乙に無償で利用させるものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は丙が負担するものとする。

3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲及び乙が負担するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から2日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙は、丙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第14条 甲及び乙は、丙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊



急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第 15 条 甲及び乙は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、丙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第 16 条 甲及び乙は、本協定で知り得た丙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、丙と協議の上、定めるものとする。この場合において、丙との協議は、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

(有効期間)

第 18 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。

2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 1 日

甲 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

丙 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

東日本電信電話株式会社

総務人事部長 熊 谷 敏 昌